橋梁技術発表会
特別講演

建設業における最近の話題について

令和4年11月25日

国土交通省　九州地方整備局　企画部
技術調整管理官　鈴木 昭人

目　次

1. 公共事業関係予算について
2. 国土強靱化関係について
3. 建設業における働き方改革
4. 建設キャリアアップシステムの取組み
5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用について
6. 労務単価・技術者単価の見直しについて
7. 低入札価格調査基準の計算式の改定（工事）について
8. 建設資材等の高騰対策について
9. スライド条項について
10. i-Constructionの推進
11. 九州地方整備局の取組み
12. インフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）

1. 公共事業関係予算について

公共事業関係費（政府全体）の推移

国土交通省
九州地方整備局

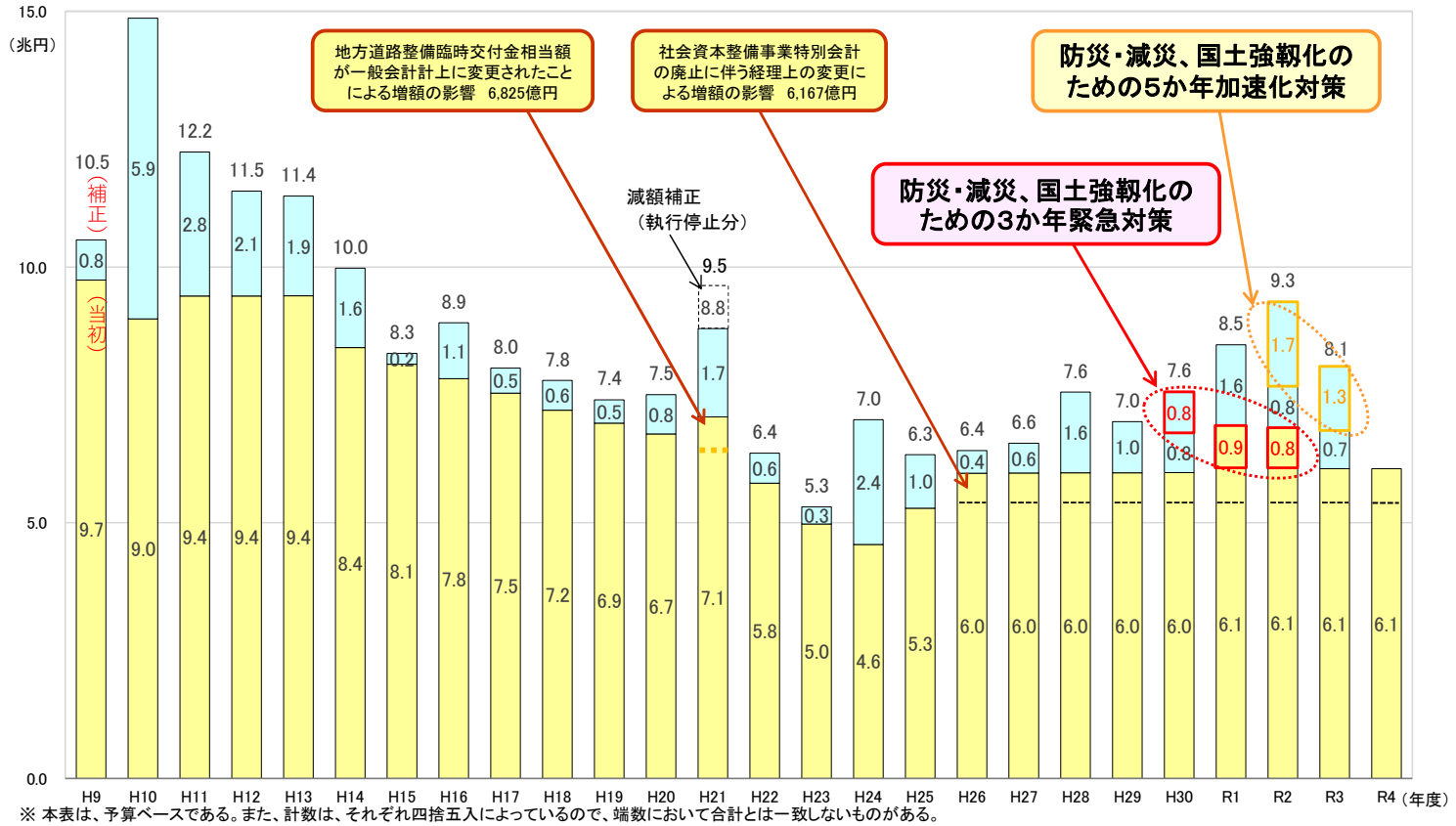

※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額（6,825億円）が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額（6,167億円）を含む。
※ 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の初年度及び2年度分は、それぞれ令和2年度及び令和3年度の補正予算により措置されている。
※ 令和3年度予算額（6兆549億円）は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。

公共事業関係費（国土交通省関係）の推移

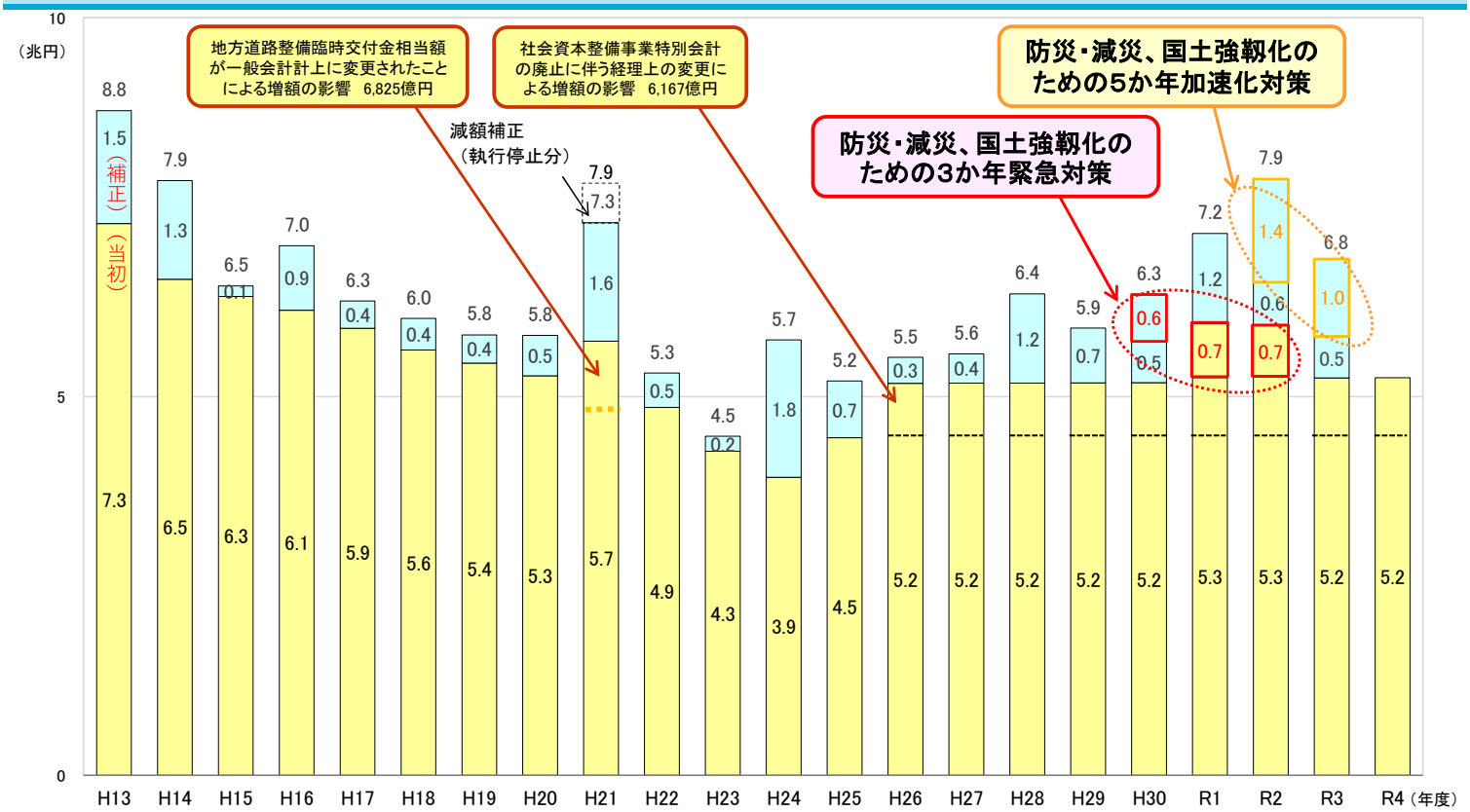

※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額（6,825億円）が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額（6,167億円）を含む。
※ 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の初年度及び2年度分は、それぞれ令和2年度及び令和3年度の補正予算により措置されている。
※ 令和3年度予算額（5兆2,458億円）は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

九州地方整備局の令和３年度補正予算

令和3年度補正予算の基本方針

・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、取り組む施策として掲げられた「未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動」「防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保」の二つの柱について、各項目の実施に必要な経費を計上している。

・「未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動」においては、成長戦略及び分配戦略に必要な経費を計上している。

・「防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保」においては、防災・減災、国土強靭化の推進、自然災害からの復旧・復興の加速、国民の安全保障の確保を含む国民の安全・安心に必要な経費を計上している。

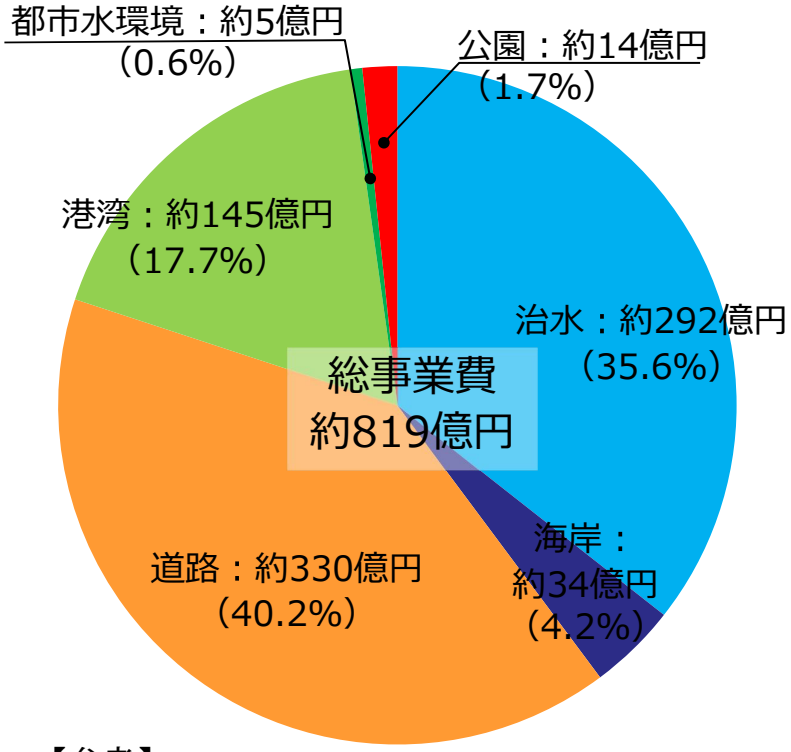

【参考】
令和3年度　国土交通省関係補正予算（全国）
直轄事業：5，719億円

※直轄事業のみ　※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

令和３年度補正予算の概要（九州地方整備局関係）令和３年１２月２０日

国土交通省
九州地方整備局

（単位：百万円）

	総事業費（ゼロ国債は除く）	国庫債務負担行為（ゼロ国債）
直轄事業	81,944	5,649
補助事業等	162,912	685
合計	244,856	6,334

注）補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」等の額を含む

①直轄事業

（単位：百万円）

事業区分	令和3年度 当初予算	令和3年度 補正予算		
		歳出予算	国庫債務負担行為（ゼロ国債）	合計
治水	80,410	29,177	350	29,527
海岸	3,535	3,444	819	4,263
道路	159,131	32,980	2,300	35,280
港湾	24,673	14,526	2,180	16,706
空港	20,467	0	0	0
都市水環境	940	468	0	468
公園	2,616	1,350	0	1,350
一般公共事業費計	291,772	81,944	5,649	87,593
営繕関係	2,544	0	0	0
合計	294,317	81,944	5,649	87,593

※本表は、端数整理の結果、合計と一致しないことがある。
※本表には、工事諸費等は除いている。
※令和3年度当初予算はゼロ国債を除いている
※上記の他に、災害復旧関係事業として、直轄124億円が配分予定である。

②-1補助事業等

（単位：百万円）

事項	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	山口県（下関市）	合計
治水	7,156	633	1,931	2,873	1,838	100	1,110	0	15,641
道路	3,997	3,589	5,551	3,459	3,697	2,702	2,235	0	25,230
港湾	700	0	0	1,060	0	200	0	100	2,060
住宅対策	0	0	0	0	133	209	0	0	342
市街地整備	66	0	0	0	22	12	0	0	100
都市水環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道	0	14	0	0	0	0	0	0	14
公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会資本総合整備等	25,930	11,427	23,407	19,704	14,182	10,292	14,462	120	119,525
合計	37,848	15,664	30,889	27,096	19,873	13,514	17,807	220	162,912

※本表は、端数整理の結果、合計と一致しないことがある。
※交付金の事業費は、配分する国費をもとに推計した事業費である。

②-2国庫債務負担行為（ゼロ国債）

（単位：百万円）

事項	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	山口県（下関市）	合計
道路	0	100	0	0	430	155	0	0	685
合計	0	100	0	0	430	155	0	0	685

※本表は、端数整理の結果、合計と一致しないことがある。

九州地方整備局の令和４年度当初予算

国土交通省
九州地方整備局

令和4年度当初予算の基本方針

・　令和4年度九州地方整備局関係予算については、「令和2年7月豪雨等からの復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地域づくり」に重点をおき、施策効果の早期発現を図ります。

・　令和2年7月豪雨等による被災地の復旧・復興に総力を挙げ、基幹インフラの整備等、引き続き着実に事業を推進します。また、多様な災害リスクに対し、安全・安心な社会の実現を目指すために、インフラの老朽化対策をはじめ「防災・　減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を計画的に推進します。

・　生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進やグリーン化施策等による経済好循環、コンパクトシティの推進等による誰もが安心して暮らせる生活環境の整備などに取り組みます。

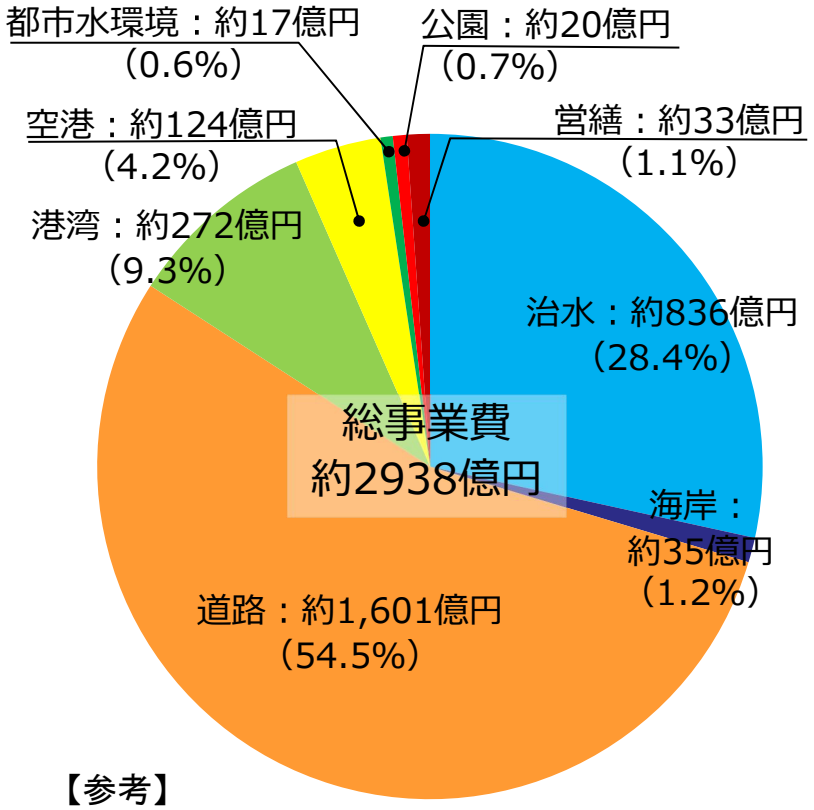

【参考】
令和4年度　国土交通省関係当初予算（全国）
直轄事業：25,120億円

※直轄事業のみ　※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

令和４年度予算の概要（九州地方整備局関係）令和４年３月２５日

国土交通省
九州地方整備局

（単位：百万円）

	総事業費（ゼロ国債は除く）	国庫債務負担行為（ゼロ国債）
直轄事業	293,814	40,473
補助事業等	558,931	4,100
合計	852,745	44,573

注）補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」等の額を含む

1-2）. 直轄事業（ゼロ国債は除いている）

（単位：百万円）

事　　項	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度倍率 (A／B)
治　　水	83,588	80,410	1.04
海　　岸	3,517	3,535	0.99
道　　路	160,124	159,131	1.01
港　　湾	27,234	24,673	1.10
空　　港	12,356	20,467	0.60
都市水環境	1,733	940	1.84
国営公園等	1,979	2,616	0.76
一般公共事業費計	290,531	291,772	1.00
営繕関係	3,283	2,544	1.29
合　　計	293,814	294,317	1.00

注）本表は、ゼロ国債は除いている。
注）補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」等の額を含む。
注）本表は、工事諸費等を除いている。
注）端数整理の結果、合計と一致しないことがある。

2-2）. 直轄事業（令和4年度当初予算のゼロ国債）

（単位：百万円）

事　　項	令和4年度　当初予算（ゼロ国債）	うち一括配分	前年度比
治　　水	7,740	7,456	0.81
海　　岸	0	0	－
道　　路	32,173	1,198	3.28
港　　湾	500	0	0.63
空　　港	0	0	－
都市水環境	60	60	－
国営公園等	0	0	－
一般公共事業費計	40,473	8,714	2.01
営繕関係	0	0	－
合　　計	40,473	8,714	2.01

注）補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」等の額を含む
注）端数整理の結果、合計と一致しないことがある。
注）工事諸費等を除いている。
注）端数整理の結果、合計と一致しないことがある。

1-3）. 補助事業等（総括表）

（単位：百万円）

事　項	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	山口県（下関市）	合　計
治　水	4,607	3,399	3,425	3,721	4,980	3,231	2,666	0	26,029
海　岸	727	394	412	903	91	539	438	0	3,504
道　路	24,585	10,665	13,550	16,575	21,164	12,731	17,522	0	116,793
港　湾	1,680	48	670	222	908	910	2,058	198	6,694
空　港	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅対策	4,866	650	72	2,241	1,327	65	2,515	0	11,736
市街地整備	10,844	105	1,328	709	1,662	214	1,276	0	16,138
下水道	3,561	862	52	690	980	439	83	0	6,667
公　園	242	0	200	0	0	0	10	0	451
小　計	51,111	16,124	19,709	25,061	31,112	18,129	26,568	198	188,012
社会資本総合交付金	70,735	9,663	17,568	23,518	12,415	11,488	19,849	0	165,236
防災・安全交付金	65,580	13,150	24,976	33,858	19,895	23,889	23,452	721	205,521
推進費等	5	0	0	50	57	0	51	0	162
合　計	187,430	38,937	62,252	82,487	63,479	53,507	69,920	919	558,931

注）本表は、ゼロ国債は除いている。
注）本表は、工事諸費等を除いている。
注）端数整理の結果、合計と一致しないことがある。

2-3）. 補助事業等（総括表　ゼロ国債）

（単位：百万円）

事　項	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	山口県（下関市）	合　計
治　水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海　岸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道　路	200	570	0	100	0	0	1,600	0	2,470
港　湾	1,600	0	0	0	0	0	0	30	1,630
空　港	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市街地整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公　園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小　計	1,800	570	0	100	0	0	1,600	30	4,100
社会資本総合整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災・安全交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
推進費等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1,800	570	0	100	0	0	1,600	30	4,100

注）端数整理の結果、総計と一致しないことがある。
注）工事諸費等を除いている。
注）端数整理の結果、合計と一致しないことがある。

令和４年度　新規事業等箇所図

国土交通省
九州地方整備局

河川事業

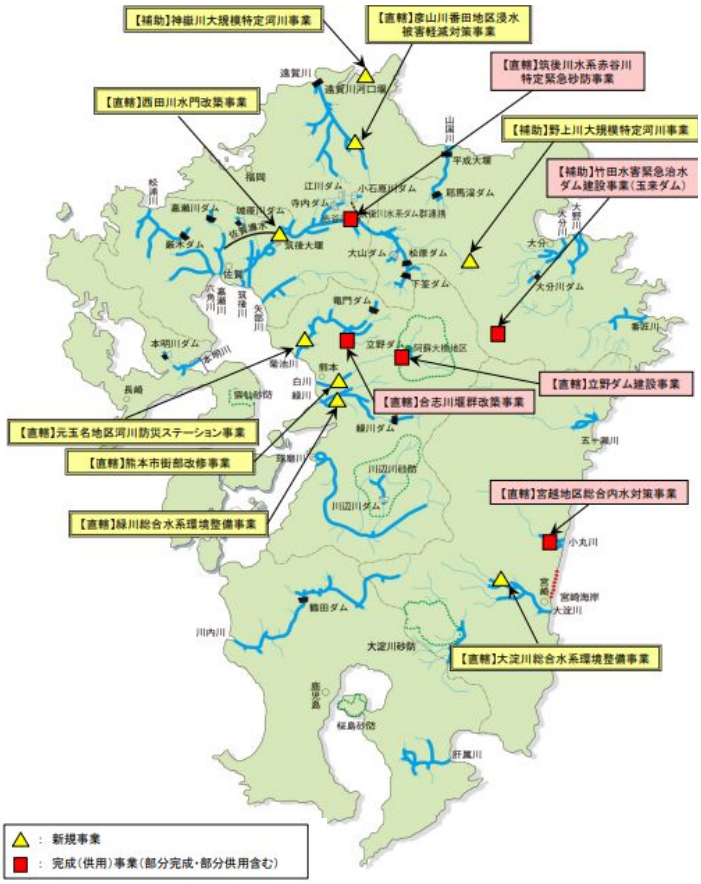

道路事業

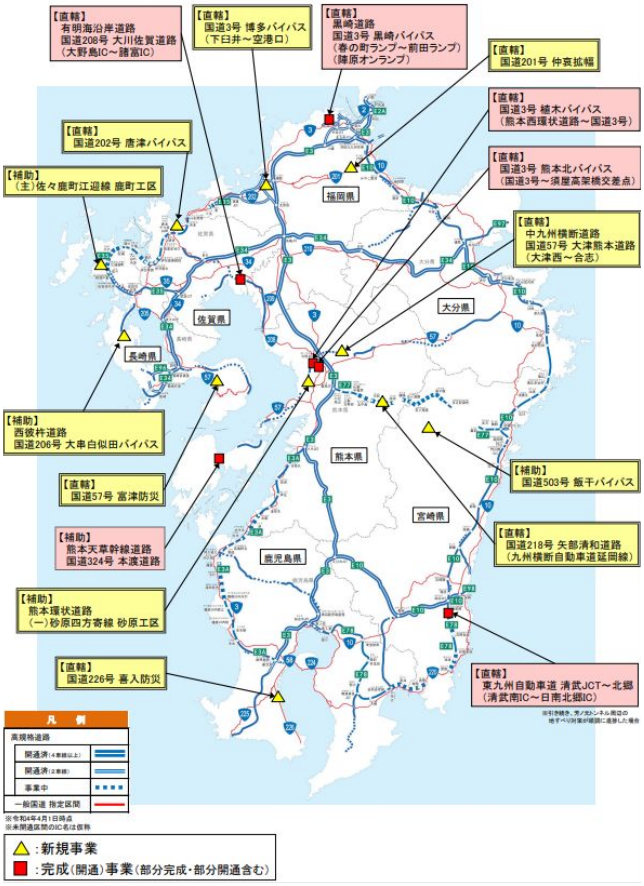

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定）

国土交通省
九州地方整備局

Ⅰ．我が国を取り巻く環境変化と日本経済

・我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題 等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。
・世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。

【第１段階】総合緊急対策を講じることにより、国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援。コロナ禍からの回復を確かなものに。
予備費の活用等により予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保。

【第２段階】骨太方針2022や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行へ。

・大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持。民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行う。
・持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。
経済あっての財政であり、経済をしっかり立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。

Ⅱ．新しい資本主義に向けた改革

●社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ
●官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現

新しい資本主義に向けた重点投資分野

1．人への投資と分配
・スキルアップ、多様な働き方の推進
・質の高い教育
・賃上げ・最低賃金の引上げ（全国加重平均1000円以上）
・「資産所得倍増プラン」（NISAの抜本的拡充、DeCo制度の改革等）
2．科学技術・イノベーションへの投資
・量子、AI、バイオテクノロジー・医療分野への官民が連携した投資の抜本拡充
3．スタートアップ（新規創業）への投資
・スタートアップ育成5か年計画を本年末に策定（5年10倍増）
4．グリーントランスフォーメーション（GX）への投資
・150兆円超の官民投資に向けた成長志向型カーボンプライシング構想の具体化やGX経済移行債（仮称）の検討
5．デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資
・テクノロジーマップの整備・実装、マイナンバーカードの普及

社会課題の解決に向けた取組

●民間による社会的価値の創造
・PPP/PFIの活用等による官民連携の推進
・社会的インパクト投資、共助社会づくり
・イノベーションを促す競争環境の整備
●包摂社会の実現
・少子化対策・こども政策、女性活躍
・共生社会づくり、孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援
●多極化・地域活性化の推進
・デジタル田園都市国家構想
・分散型国づくり、地域公共交通ネットワークの再構築
・多極化された仮想空間へ
・中堅・中小企業の活力向上、債務増大への対応
・観光立国の復活、文化芸術・スポーツの振興
●経済安全保障の徹底

Ⅲ．内外の環境変化への対応

国際環境の変化への対応

●外交・安全保障の強化
・安全保障環境が一層厳しさを増す中、外交・安全保障双方の大幅な強化
・防衛力を５年以内に抜本的に強化
●経済安全保障の強化
・経済安全保障推進法の着実な施行
●エネルギー安全保障の強化
・省エネ促進、再エネ、原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用
●食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
・食料安定供給、みどり戦略、輸出促進(2030年5兆円目標)、スマート農林水産業
●対外経済連携の促進
・国際連携の強化（DFFT、TPP11、RCEP、IPEF等）
・対日直接投資の推進（2030年80兆円目標）
・外国人材の受入れ・共生

防災・減災、国土強靭化の推進、東日本大震災等からの復興

国民生活の安全・安心

Ⅳ．中長期の経済財政運営、Ⅴ．当面の経済財政運営と令和５年度予算編成に向けた考え方

・財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく。
・官民連携による計画的な重点投資の推進、単年度予算の弊害是正、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）の推進とEBPMの徹底強化、税制改革。
・全世代型社会保障をはじめとする持続可能な社会保障制度の構築、その他歳出分野（社会資本整備、地方行財政、教育・研究活動の推進）の取組を実施。
・令和５年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

令和5年度予算概算要求額

国土交通省
九州地方整備局

1．国費総額

（1） 一般会計	6兆9，280億円（1．18倍）
〔うち、「重要政策推進枠」	1兆5，929億円 〕
公共事業関係費	6兆2，443億円（1．19倍）
○一般公共事業費	6兆1，874億円（1．19倍）
○災害復旧等	569億円（1．00倍）
非公共事業	6，837億円（1．13倍）
○その他施設費	426億円（0．99倍）
○行政経費	6，411億円（1．15倍）
（2） 東日本大震災復興特別会計	401億円（1．06倍）
2．財政投融資	2兆6，153億円（1．57倍）
（参考）財投機関債総額	2兆5，637億円（0．92倍）

※上記のほか、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討。
①防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策、②現下の資材価格高騰等を踏まえた公共工事等の実施に必要な経費、
③新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた地域公共交通への支援・地域交通ネットワーク再構築等に向けた支援、ポストコロナを見据えた観光立国の復活等に必要な経費、④整備新幹線の整備に追加的に必要な経費、⑤一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る更なる増額分、
⑥新たな「国家安全保障戦略」に係る海上保安体制の強化等に必要な経費

令和5年度予算概算要求の重点項目別の要望内容

国土交通省 九州地方整備局

1. 国民の安全・安心の確保

（1）東日本大震災や相次ぐ大規模自然災害からの復旧・復興
（2）災害に屈しない強靭な国土づくりのための防災・減災、国土強靭化の強力な推進
（3）インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現
（4）地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援（防災・安全交付金）
（5）交通の安全・安心の確保
（6）戦略的海上保安体制の強化等

2. 経済社会活動の確実な拡幅と経済好循環の加速・拡大

（1）ストック効果を重視した社会資本整備の戦略的かつ計画的な推進
（2）脱炭素社会実現に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）の推進
（3）国土交通分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）や技術開発、働き方改革の推進
（4）官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築等
（5）地方経済・雇用を支える観光立国の復活
（6）民間投資やビジネス機会の拡大
（7）大阪・関西万博や国際園芸博覧会に向けた対応

3. 豊かで活力のある地方創りと分散型国づくり

（1）共生社会実現に向けたバリアフリー社会の形成と活力ある地方創り
（2）デジタルの力も活用した分散型国づくりや持続可能な地域活性化
（3）安心して暮らせる住まいの確保と魅力ある住生活環境の整備
（4）豊かな暮らしを支える社会資本整備の総合的支援（社会資本整備総合交付金）

令和４年度補正予算（第２号）の概要

Ⅰ．物価高騰・賃上げへの取組　78,170億円

1．エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援　63,168億円
○ 電気料金対策〔24,870億円〕　○ 都市ガス料金対策〔6,203億円〕
○ 燃料油価格激変緩和措置〔30,272億円〕　○ 漁業経営セーフティーネット構築事業〔330億円〕　等

2．エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換　4,257億円
○ ＬＮＧ安定供給強化対策〔236億円〕　○ 省エネ・再エネの推進〔3,849億円＊〕
○ 石油ガス販売事業の配送合理化補助金等〔153億円〕
○ 肥料の国内生産拡大〔110億円〕　○ 飼料作物の国産化の推進〔100億円＊〕　等

3．継続的な賃上げの促進・中小企業支援　10,745億円
○ 中小企業等事業再構築促進事業・中小企業生産性革命推進事業〔7,800億円〕　○ 資金繰り支援〔2,609億円〕　等

Ⅱ．円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化　34,863億円

1．コロナ禍からの需要回復、地域活性化　24,055億円
○ インバウンド観光の復活、観光地・観光産業の再生・高付加価値化等〔1,500億円〕
○ 検疫体制の確保〔592億円〕　等

2．円安を活かした経済構造の強靭化　10,809億円
○ 先端半導体生産基盤整備基金〔4,500億円〕　○ 農林水産物の輸出拡大〔440億円＊〕
○ サプライチェーン対策
（重要鉱物〔2,158億円〕、工作機械〔416億円〕、航空機部素材〔417億円〕等）　等

Ⅲ．「新しい資本主義」の加速　54,956億円

1．「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革　11,313億円
○ 人への投資策「５年１兆円」への拡大〔832億円〕（４年度・５年度予算を含め3,000億円程度）
○ 雇用保険財政の安定〔7,276億円〕　○ 大学等の機能強化（理系転換等支援）〔3,002億円〕　等

2．成長分野における大胆な投資の促進　40,552億円
＊他の柱に整理されている事業も含め６兆円程度

（1）科学技術・イノベーション
○ 先端国際共同研究推進事業〔501億円〕　○ バイオものづくり革命推進事業〔3,000億円〕
○ 宇宙〔639億円〕　○ 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業〔2,000億円〕
○ 経済安全保障重要技術育成プログラム〔2,500億円〕　等

（２）スタートアップの起業加速　　＊他の柱に整理されている事業も含め１兆円程度
○ 大学を中心としたスタートアップエコシステム形成の推進〔1,500億円＊〕
○ SBIR制度の拡充〔2,060億円〕　○ ディープテック・スタートアップ支援事業〔1,000億円〕　等

（３）ＧＸ
○ グリーンイノベーション基金〔3,000億円〕　○ クリーンエネルギー自動車導入促進〔700億円〕
○ グリーン社会に不可欠な蓄電池の製造サプライチェーン強靱化支援事業〔3,316億円〕　等

（４）ＤＸ
○ ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業〔4,850億円＊〕
○ Beyond５Ｇ（６Ｇ）（革新的な情報通信技術の研究開発推進のための恒久的な基金の造成）〔662億円〕
○ デジタル田園都市国家構想交付金〔800億円〕　○ マイナンバーカード普及促進〔630億円〕　等

３．包摂社会の実現　3,091億円
○ 出産・子育て応援交付金〔1,267億円〕　○「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備〔349億円〕　等

Ⅳ．防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保　75,472億円
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（病床の確保等）〔15,189億円〕
○ ワクチンの確保、接種体制の整備・接種の実施〔12,072億円〕
○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業等の地方負担分・検査促進枠）〔7,500億円〕
○ 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（公共事業関係費）〔12,502億円〕
○ 災害復旧〔5,144億円〕　○ 自衛隊等の変化する安全保障環境への対応〔3,248億円〕
○ ウクライナ及び周辺国への支援〔1,140億円〕
○ アジア（ASEAN・南西アジア等）、島嶼国、中東、アフリカ等の途上国向け支援（グローバル・サウスを支援）〔1,022億円〕
○ こどもの安心・安全対策支援パッケージ（送迎用バスの安全装置改修支援等）〔234億円〕　等

Ⅴ．今後への備え　47,400億円
○ 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費〔37,400億円〕
○ ウクライナ情勢経済緊急対応予備費〔10,000億円〕

■ 一般会計補正予算の追加歳出　290,861億円

■ 補正予算の追加歳出（対策国費の特別会計補正予算分含む）　296,332億円

＊　他の柱に整理されている事業も含んだ金額

（参考１）令和４年度一般会計補正予算（第２号）においては、上記「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）の実行に係る国費（一般会計補正予算の追加歳出290,861億円）に加え、光熱水料等の追加財政需要〔2,229億円〕等を計上。
（参考２）上記「補正予算の追加歳出296,332億円」には、一般会計補正予算の追加歳出290,861億円のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の追加歳出2,863億円、労働保険特別会計補正予算の追加歳出1,721億円等を含む。

令和4年度 国土交通省関係補正予算の概要 （抜粋）令和4年11月

国土交通省 九州地方整備局

補正予算国費総額　２兆　２１６億円
公 1兆6,132億円
非 4,084億円

Ⅰ．物価高騰・賃上げへの取組　１，７５８億円
公 1,572億円
非 186億円

１．エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援　非 165億円

２．エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換　１，５９３億円
公 1,572億円
非 21億円

Ⅱ．円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化　２，５５５億円

１．コロナ禍からの需要回復、地域活性化
公 397億円
非 2,158億円

Ⅲ．「新しい資本主義」の加速　４７６億円
公 203億円
非 273億円

１．「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革　非 22億円

２．成長分野における大胆な投資の促進　４５２億円
公 203億円
非 250億円

３．包摂社会の実現　非 2億円

Ⅳ．防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保
１兆５，４２８億円
公 1兆3,961億円
非 1,467億円

１．防災・減災、国土強靱化の推進　１兆１，１６９億円
公 1兆358億円
非 811億円

２．自然災害からの復旧・復興の加速　３，３１４億円
公 3,313億円
非 1億円

３．外交・安全保障環境の変化への対応　６３３億円
公 31億円
非 602億円

４．国民の安全・安心の確保　３１２億円
公 259億円
非 53億円

※１　公は公共事業関係費、非は非公共事業費である。
※２　計数は四捨五入の関係で端数において合計と一致しない場合がある。
※３　デジタル庁一括計上分を含む。

上記のほか、
（１）海上保安業務遂行に必要不可欠な燃料費等の追加（国費１３９億円）
（２）ゼロ国債（事業費７７７億円）
（３）事業加速円滑化国債（事業費８３７億円（R4支出予定額含む））
（４）財政投融資（２００億円）
がある。

2. 国土強靭化関係について

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策　概要

内閣官房HPより引用
令和2年12月11日閣議決定

１．基本的な考え方

○近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

○このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靭化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靭化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。

○このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

２．重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：**１２３対策**

○追加的に必要となる事業規模：**おおむね１５兆円程度を目途**

１　激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[７８対策]	おおむね１２．３兆円程度
（１）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[５０対策]	
（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[２８対策]	
２　予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[２１対策]	おおむね　２．７兆円程度
３　国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[２４対策]	おおむね　０．２兆円程度
（１）国土強靭化に関する施策のデジタル化[１２対策]	
（２）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[１２対策]	
合　　計	おおむね１５　兆円　程度

３．対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和３年度（２０２１年度）～令和７年度（２０２５年度）の**５年間**

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策　対策例

内閣官房HPより引用
令和2年12月11日閣議決定

１　激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策[７８対策]

（１）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[５０対策]

- 流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- 港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- 防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- 医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- 警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- 大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）　等

（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[２８対策]

- 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- 送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- 水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）　等

２　予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[２１対策]

- 河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- 公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）　等

３　国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[２４対策]

（１）国土強靭化に関する施策のデジタル化[１２対策]

- 連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- 無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）　等

（２）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[１２対策]

- スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- 線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）　等

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（抜粋）令和2年12月11日閣議決定

○　対策の目標、期間及びフォローアップ

……対策の実施に当たっては、実施体制の強化を図りつつ、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、国庫責務負担行為の積極的な活用等による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進する。さらに、地域における公共投資が円滑に実施されるよう、本対策における公共事業等に伴う地方公共団体の追加負担の軽減を図るための措置を講ずる。

本対策の期間中において、進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとする。

○　対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要になる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。……

国土強靱化年次計画2022の概要－１

年次計画は、「国土強靱化基本計画」に基づき、45のプログラムごとに当該年度に取り組むべき主要施策等をとりまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより施策の着実な推進を図るもの。

1. 2022年度の国土強靱化の取組のポイント

(1)プログラム推進のための施策の充実・強化

① 5か年加速化対策の推進（令和3年度～令和7年度）

■123の対策ごとに設定した中長期の目標の達成に向けて、個別に進捗を管理。2年目となる令和4年度までに約7.2兆円を確保。

■複数年にわたる大規模な事業等を円滑に実施できるよう、国庫債務負担行為の柔軟な活用等を推進。

②地域の強靱化の推進

■地域計画は、全都道府県及び1,688市区町村（約97%）で策定が完了（令和4年5月時点）。

■今後は、全ての主体にとって共通の目標となる「目指すべき将来の地域の姿」を示し、その実現のために「いつまでに」「どこで」「誰が」「どのような」対策を講じるのかを位置づけるなど、実効性ある地域計画へ内容を改善・充実。

③官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化

■大規模自然災害発生後の経済活動の維持、迅速な復旧復興を可能とするため、民間企業等の事業継続の取組の促進、自治体や事業者との連携強化など、民間団体を核とした地域の防災・減災、国土強靱化の取組を進めることとし、それに対して支援。

④広報・普及啓発活動の推進

■「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、①国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信、②受け手の視点に立った情報発信・媒体の活用、③関係機関による主体的・積極的な取組等を基本方針として、関係府省庁が連携し、広報・普及啓発活動を実施。

⑤個別重点事項

■気候変動への対応、予防保全等による老朽化対策など、政府全体の取組の中で重点的に実施。

■新技術・イノベーションについては、防災研究におけるニーズとシーズの把握及び効果分析手法の開発を行い、計画的・戦略的な研究開発を進める。

■令和3年7月の大雨等による災害を通じた経験等を踏まえ、盛土による災害の防止などの必要な施策を推進。また、福島県沖地震を踏まえ、被害の原因分析や課題を整理し、対応を検討。

(2)国土強靱化基本計画の変更に向けて

■現在の基本計画策定から3年経過したことに鑑み、次期基本計画の見直しの検討に着手。「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映させるべく見直しに向けた取組を進める。

■見直しに当たっては、これまでの国土強靱化の取組、国土強靱化の理念、社会情勢の変化、近年の災害からの知見などを踏まえるとともに、地域や民間の取組の活性化、国土強靱化の計画等の体系のあり方など、今後の国土強靱化のあり方全般について議論を進める。

国土強靱化年次計画2022の概要－２

2. 年次計画2022の主要施策（主な例）

■あらゆる関係者と協働した流域治水対策、インフラ施設等の耐震・津波対策、老朽化対策の推進

■災害に強い国土幹線道路ネットワーク機能の確保のための高規格道路のミッシングリンク解消

■集中豪雨等の観測体制の強化・予測精度の向上、防災デジタルプラットフォーム及び防災IoTの構築、ロボット・ドローン技術の活用、スマートフォンを通じた避難に関する情報等の提供、被災状況収集を行う防災チャットボットの社会実装を加速など、災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化

■安全性把握のための詳細調査及び対策工事の支援など、盛土による災害の防止

■災害関連死の防止、避難生活環境の向上に向け、地域の専門人材を育成する「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築　等

3. 5か年加速化対策の進捗管理

■全体でおおむね15兆円程度の事業規模（財政投融資の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、2年目となる令和4年度までに約7.2兆円を確保。

■123の対策の初年度完了時点（令和3年度末）の進捗状況を、進捗状況一覧としてとりまとめ。

区分	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	事業規模 〈令和４年度時点〉	うち国費 〈令和４年度時点〉
防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策	おおむね15兆円程度	約7.2兆円	約3.5兆円
1　激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約5.9兆円	約2.7兆円
2　予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約1.2兆円	約0.7兆円
3　国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.1兆円	約0.1兆円

※　5か年加速化対策全体のおおむね15兆円程度の事業規模のうち、国費はおおむね7兆円台半ば。

※　四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

国土強靱化に関する計画等の体系について

ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（第62回）(R4.1.28)

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
（議員立法　H25.12.4成立、H25.12.11公布・施行）

国土強靱化基本計画
（H26.6.3　閣議決定　H30.12.14変更）

防災・減災、国土強靱化のための
3か年緊急対策
（H30.12.14　閣議決定）
平成30年度～令和2年度の3年間】

防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策
（R2.12.11　閣議決定）
【令和3年度～令和7年度の5年間】

国土強靱化地域計画
（都道府県・市町村が策定）

国土強靱化年次計画
（毎年度　国土強靱化推進本部決定）

＜該当ページ＞
○基本計画　…P.3～13
○地域計画　…P.14～17
○年次計画　…P.18～20
○3か年緊急対策　…P.21～23
○5か年加速化対策…P.21，24～27

国土強靱化基本計画の変更手続き

ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（第62回）(R4.1.28)

○基本計画の見直しは、現行の基本計画第4章2で概ね5年ごとに見直すこととしており（前回変更ペースの場合、次回は令和5年度）、変更に関する基本法での条文は以下のとおり。
①第17条第1項…国土強靱化推進本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。
②第17条第7項…本部は国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。
③第10条第3項…内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

現行の基本計画変更の際の進め方

指針を定めた上で、脆弱性評価を実施
*基本法17条1項

都道府県、市町村、学識者、関係団体等への意見聴取
*基本法17条7項

パブリックコメント実施

基本計画の案の作成
*基本法17条1項

基本計画の閣議決定
*基本法10条3項

3. 建設業における働き方改革

建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

国土交通省 九州地方整備局

〇労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
〇違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
〇大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」（平成30年6月成立） 罰則：雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	（1）１日8時間・1週間 40時間 （2）36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 （3）災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間（月平均30時間） ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間（月平均60時間） 〇 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内（休日出勤を含む） ④b. 単月 100時間未満（休日出勤を含む） ④c. 原則（月 45時間）を上回る月は年6回を上限

新３Kを実現するための直轄工事における取組

国土交通省 九州地方整備局

- 建設業の新３K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積を尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
- R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
- R2年度は全国でモデル工事を発注。

＜R3年度契約件数＞

✓ 促進モデル工事：34件

□CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。

＜R3年度の契約件数＞

✓ 義務化モデル工事：65件

✓ 活用推奨モデル工事：94件

休暇

□週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。

＜これまでの実績＞

✓ 165件(H28年度)
→1,106件(H29年度)
→2,745件(H30年度)
→4,450件(R1年度)
→6,853件(R2年度)
→7,300件(R3年度)

□適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。

＜主な内容＞

✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮

✓ 余裕期間制度の原則活用

✓ 受発注者間の工事工程の共有

希望

□i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。

＜これまでの実績＞

✓ 584件（36%）（H28年度）
→912件（42%）（H29年度）
→1,104件（57%）（H30年度）
→1,890件（79%）（R1年度）
→2,396件（81%）（R2年度）
→2,264件（84%）（R3年度）

□中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

□誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

★総合評価や成績評定におけるインセンティブやペナルティによって取組を推進

週休2日対象工事

国土交通省 九州地方整備局

○ 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
○ 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休２日工事の実施状況（直轄）

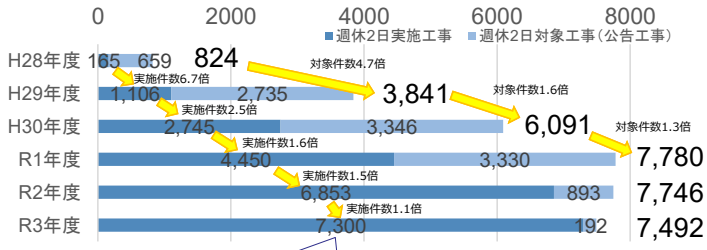

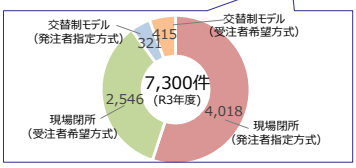

※令和4年３月末時点
※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数（取組件数）	824（165）	3,841（1,106）	6,091（2,745）	7,780（4,450）	7,746（6,853）	7,492（7,300）
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

週休２日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- **H29年度：実施済３９団体**
- **H30年度：実施済５６団体**
- **R１年度：実施済６６団体**
- **R２年度：実施済６７団体**
- **R３年度：実施済６７団体**

週休２日の推進に向けた取組（直轄）

■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和４年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休２日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■週休2日交替制モデル工事の試行

- 令和元年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数を令和4年度も継続。

休日率	4週6休以上7休未満	4週7休以上8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■工事成績評定による加点

４週８休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

➢ 直轄工事においては、令和6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、令和5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休２日を確保することを目指して取組を順次拡大。

直轄工事における週休2日の取組方針

国土交通省
九州地方整備局

○ 改正労働基準法（平成30年６月成立）による時間外労働規制が令和６年４月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休２日工事、週休２日交替制モデル工事を順次拡大。
○ 令和６年４月には、維持工事等も含めて、原則として週休２日の確保を目指す。

週休２日工事の取組方針

直轄工事における週休2日の取組方針

国土交通省
九州地方整備局

週休２日交替制モデル工事の取組方針

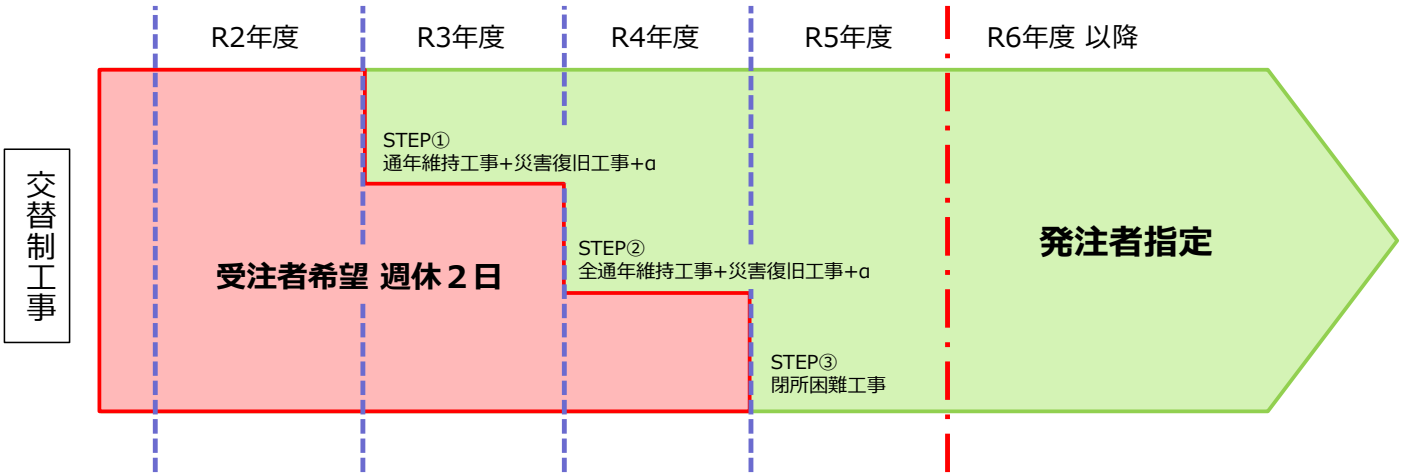

◇週休2日交替制モデル対象工事

○365日拘束される工事
・通年維持工事等
○連続して稼働しなければならない工事（閉所困難工事）
・災害復旧工事
・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
・連続施工せざるを得ない工事（ｼｰﾙﾄﾞ・ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ等）

工期に関する基準（令和２年７月 中央建設業審議会作成・勧告）　概要

国土交通省 九州地方整備局

● 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第１章　総論

（１）背景
（２）建設工事の特徴
（ｉ）多様な関係者の関与　（ii）一品受注生産　（iii）工期とコストの密接な関係
（３）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
（ｉ）公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方　（ii）公共工事における考え方　（iii）下請契約
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）工期設定における受発注者の責務

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）自然要因
降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限　等
（２）休日・法定外労働時間
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりが週休２日（４週８休）を確保
（３）イベント
年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間　等
（４）制約条件
鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約　等
（５）契約方式
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注　等
（６）関係者との調整
工事の前に実施する計画の説明会　等
（７）行政への申請
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間　等
（８）労働・安全衛生
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定　等
（９）工期変更
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
（１０）その他
施工時期や施工時間、施工法等の制限　等

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）準備
（ｉ）資機材調達・人材確保
（ii）資機材の管理や周辺設備
（iii）その他

（２）施工
（ｉ）基礎工事　（ii）土工事　（iii）躯体工事
（iv）シールド工事　（ｖ）設備工事
（vi）機器製作期間・搬入時期　（vii）仕上工事
（viii）前面及び周辺道路状況の影響　（ix）その他

（３）後片付け
（ｉ）完了検査　（ii）引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
（iii）原型復旧条件

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産分野
（２）鉄道分野
（３）電力分野
（４）ガス分野

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理　※詳細は別紙に整理

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
（２）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
（３）基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

直轄土木工事における適正な工期設定指針

国土交通省 九州地方整備局

● 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
● 品確法の改正により、「適正な工期設定」を発注者の責務として明確に位置付け。
● こうした中、国土交通省直轄土木工事においては、率先して適正な工期を設定するため、工期設定指針を策定。

工期設定指針の構成

(1)工事発注段階
①全体工期に含むべき日数・期間の設定
（余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数
不稼働日、後片付け期間）
②「工期設定支援システム」の活用
③工期設定の条件明示等

(2)施工段階
①工事工程クリティカルパスの共有
②工期延期に伴う間接工事費の変更

(3)工事完成後
①実績工事工程の収集

＜対象工事＞
国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象
通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

余裕期間制度

○実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

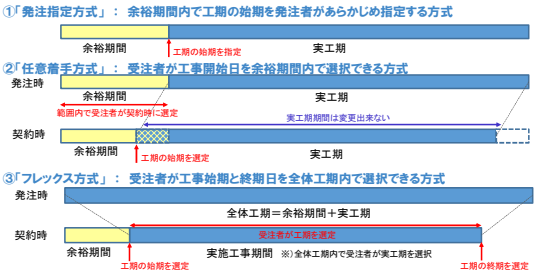

工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

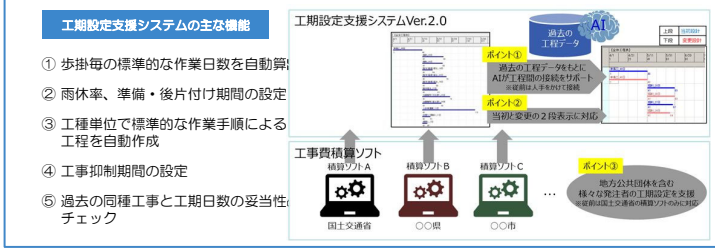

九州・沖縄ブロックの取組み ～九州・沖縄ブロック土木部長等会議の取組目標～

国土交通省 九州地方整備局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表：沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

令和４年３月１８日
九州地方整備局

記者発表資料

建設業の更なる『働き方改革』を強力に推進するため、九州・沖縄ブロックの新たな取り組み目標を設定

～ 建設業の魅力発信など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議（国、県及び政令市）では、令和元年度より、建設業の働き方改革推進に向けた共通の取組目標を定め取り組んでいるところであり、今回、令和４年度の取組目標として、以下のとおり新たに追加しました。

新規①：インフラＤＸ合同研修会（国、県、政令市）の開催
新規②：遠隔臨場活用事例集の作成
新規③：建設業の魅力発信
継続　：九州・沖縄ブロック統一現場閉所日を設定など

これらの取り組みの充実により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の将来の担い手確保に向けた働き方改革を推進します。

本件に関する問合せ先

（合意事項全般、九州地方整備局に関する取り組みについて）
九州地方整備局企画部　技術管理課　甲斐、後田
電話番号：092-476-3546（技術管理課直通）（内線：3311，3312）

（沖縄総合事務局に関する取り組みについて）
沖縄総合事務局開発建設部　技術管理課　新城、森山、米須
品質確保対策室　有銘
電話番号：098-866-0031（代表）（内線：3330,3283,3313,3122）

令和４年３月１８日

九州・沖縄ブロック土木部長等会議
合　意　事　項

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和４年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR４共通目標》

■インフラＤＸの普及・拡大に向けて
◇土木工事(※1)のうち、発注規模が一定規模以上の工事を「ICT活用工事」の対象(※2)とする。［対象工種： 土工、舗装（新設・修繕）］
◇共通様式でICT活用証明書を発行する。
◇簡易型ICT活用工事（土工）における工事成績加点を実施する。
◇インフラDX合同研修会（国、県、政令市）を開催する。【新規①】
◇土木工事(※1)における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。
◇遠隔臨場活用効果事例集を作成する。【新規②】

■週休２日工事の普及・拡大に向けて
◇災害復旧工事以外の全ての土木工事(※1)を「週休２日工事」の対象(※3)とする。
◇共通様式で週休２日実施証明書を発行する。
◇九州・沖縄ブロックで統一現場閉所日を設定(※3)する。
〔令和4年度は、8月27日（土）と11月12日（土）の2回を予定〕

■工事関係書類の様式の統一化に向けて
◇土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類の様式の統一化を推進する。(※4)
〔令和3年度までに、27種類について統一様式へ移行し運用中〕

■建設業の魅力発信の取組拡大に向けて【新規③】
◇災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力を広報する。

※1 ： 原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。
※2 ： 工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とできる。
※3 ： 供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間に完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とできる。
※4 ： 各機関固有の取り組みのための様式（例えば「県産品の使用状況」等）の使用は妨げないが、簡素化に取り組むこととする。

九州・沖縄ブロック統一現場閉所日

国土交通省 九州地方整備局

令和4年度は8月27日（土）・11月12日（土）を統一現場閉所日に設定

【令和4年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

【統一現場閉所日の設定状況】

	R２	R３	R４予定
九州・沖縄ブロック	―	11月6日（土）	8月27日（土） 11月12日（土）
福岡県	11月14日（土）	11月6日（土）	8月27日（土） 11月12日（土）
佐賀県	8月8日（土）	6・7・8月第４土曜日	毎月第４土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	8月8日（土） ※災害により中止	11月6日（土）	8月27日（土） 11月12日（土）
大分県	毎月第2土曜日	11月6日（土）	8月27日（土） 11月12日（土）
宮崎県	毎月第2土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	11月14日（土）	毎月第４土曜日	毎月第２・第４土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日

【関係機関】

国　：九州地方整備局、沖縄総合事務局
県　：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
政令市：北九州市、福岡市、熊本市

【ポスターの掲載場所】

- 各機関の関連施設（庁舎・道の駅等）
- 施工中の工事現場
- 各県建設業協会など

建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

国土交通省 九州地方整備局

地域の守り手である建設産業の担い手確保のため、建設業の魅力発信の取り組みを拡大する。

（参考）魅力発信の事例

■ 建設業の若手の活躍についての「パネル展示会」を開催

＜大分県建設業協会青年部会と大分河川国道事務所の共催＞

■ 実際の現地で土木作業の体験を通じた“子ども向け”現場体験イベントの開催

＜長崎河川国道事務所「ワクワクドギドキ驚き土木体験イベント　のり面にソイルバズーカをぶっ放せ!」）＞

［噂の応援チーム“デミーとマツ”、施工業者、事務所によるイベントチラシ］

［事務所職員よるダムの仕組み説明］

［実際の作業員によるロープクライミング体験］

［主任技術者による事業説明］

［実際の作業員によるソイルバズーカ体験］

［笑顔で対応する重機オペレータ］

九州地整のホームページで地域の建設業の活躍を掲載（１）

国土交通省 九州地方整備局

地域の建設業の活躍（鹿児島県）

国土交通省 九州地方整備局

事 象	鳥インフルエンザ発生に係る防疫措置
活 動 場 所	鹿児島県 出水郡 長島町
対 応 者	鹿児島県建設業協会出水支部（会員５８社）、長島町建友会（会員３２社）
活 動 期 間	令和４年１月１２日～令和４年２月７日

活 動 内 容

◆殺処分された鶏の埋却溝の掘削及び埋却【延べ８０名】

・発生農場及び関連農場の鶏１１万１千羽の埋却溝掘削及び埋却（1月13日～15日）

◆制限区域内の消毒ポイントにおける車両消毒

・３箇所の消毒ポイントにおいて、１８時間２交代制で支部企業から２名配置
（1月13日～2月7日　※2月1日からは消毒ポイントが２箇所に変更）

▲養鶏場での作業状況

▲埋却している状況

▲（参考例）HP掲載中の鹿児島県建設業協会の活動

※災害時などの地域の建設業の活躍を紹介しますので、整備局まで情報提供願います。

九州地整のホームページで地域の建設業の活躍を掲載（２）

国土交通省
九州地方整備局

令和2年7月豪雨時の建設業の活躍をホームページに掲載。（八代河川国道事務所）

▲赤枠内の業者名をクリックすると、
各業者の活躍が閲覧できます。

4. 建設キャリアアップシステムの取組み

建設キャリアアップシステムの概要

国土交通省 九州地方整備局

○ 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み

○ これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

○ システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

＜建設キャリアアップシステムの概要＞　※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の事前登録

【事業者情報】
・商号
・所在地
・建設業許可情報　等

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入等

技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置

【現場情報】
・現場名、工事の内容
・下請の施工体制
・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ

現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり （働き方改革）
◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理 （生産性向上）
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

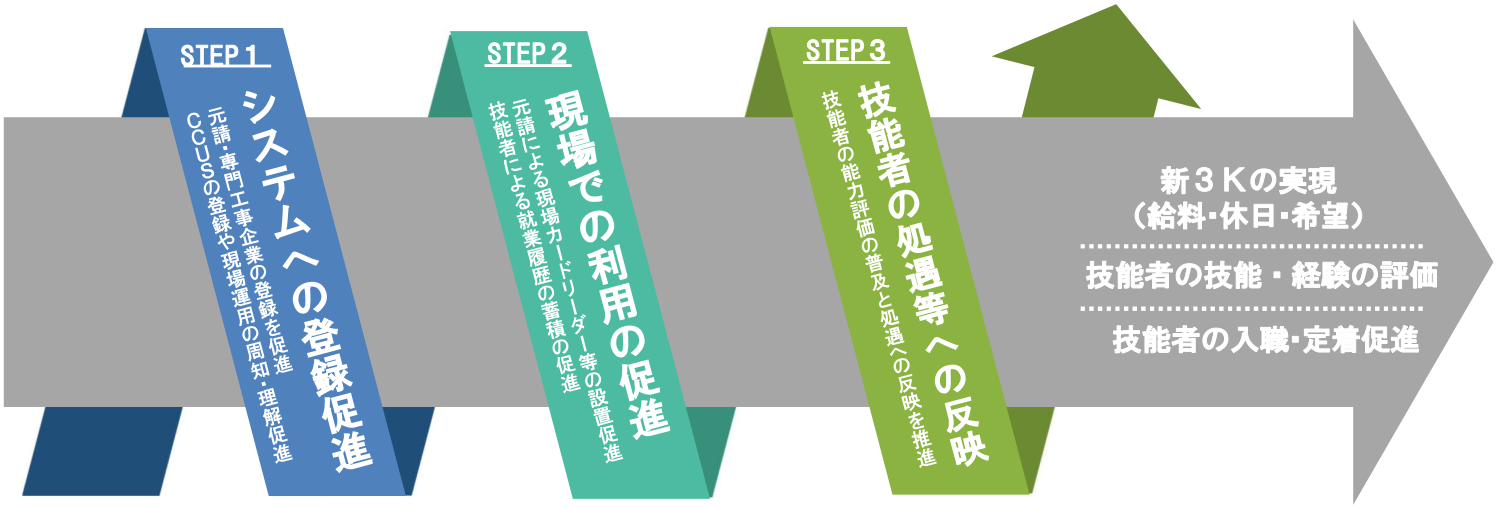

STEP1　システムへの登録促進

◎登録等のサポート体制
・CCUSサテライト説明会
・CCUS認定アドバイザー等

◎機器設置等に対する助成制度

STEP2　現場での利用の促進

◎経営事項審査における加点評価

◎公共工事における企業評価
・総合評価やモデル工事での加点

◎社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3　技能者の処遇等への反映

◎週休２日の推進への活用
・公共発注者による利活用

◎退職金(建退共)制度との連携

◎技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進

◎技能者の技能・経験に応じた賃金
・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携

◎施工能力等の見える化評価

CCUSに関する主な取組

元請による現場利用、現場管理での活用

公共工事でのインセンティブ措置の導入

◎直轄工事で、WTO工事等において、モデル工事を実施

◎都道府県では、**35道府県が企業評価を導入**

◎さらに、**経営事項審査での加点**について検討
（すべての元請工事におけるカードリーダー設置等について加点することを検討）

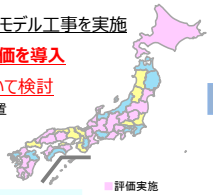

■『ブロック別CCUS連絡会議』で、都道府県建設業協会や都道府県などと情報共有し活用を推進
■市町村に対しては『都道府県公契連』を通じて働きかけ

建退共（退職金制度）の掛金給付との連携

◎CCUSと電子申請方式との連携で建退共充当を効率化
※今夏から、**元請や１次下請が直接にデータ利用できる機能を供用**

技術者専任要件緩和の要件化

◎**監理技術者等の兼任を認める要件**に、CCUS等による施工体制確認を位置づけることを検討

社会保険加入確認での活用、施工体制管理等

現場管理での更なる活用を推進

小規模現場ニーズに応じたツールの多様化

◎カードリーダーが常設しにくい現場も**スマホ等で利用が可能**

自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能

労務費や処遇改善との連動

労務費調査との連動（技能者の技能経験に応じた労務費）

◎労務費調査でCCUS技能者や技能・経験別の賃金の実態を調査

⇒**レベル別の賃金目安を公示するなど、労務費調査と能力評価をどのように関連づけるかについても検討**

労務費調査でのCCUS技能者の実態
（令和３年度労務費調査）

■ CCUS登録技能者（レベル4）の平均賃金はCCUS登録技能者（レベル1～3）より**約14%高い**

■ CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者より**約3%高い**

技能レベルを反映した手当支給の促進

◎**CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組が広がりつつあり、20社を超える企業で導入または検討。**

ゼネコン個社による手当支給への取組例

- CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度を実施 【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化 【奥村組】
- 評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。R5.6より推薦要件化も検討 【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とする 【鹿島建設】
- 独自の労務費補正制度(休日取得目標達成で、労務費を割増) にCCUS履歴を活用 【五洋建設】

【その他導入・検討中の企業】 青木あすなろ建設、浅沼組、飛島建設、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、清水建設、大成建設、大日本土木、竹中工務店、東亜建設工業、東洋建設、戸田建設、日本国土開発、フジタ、前田建設工業、馬淵建設、三井住友建設、ヤマウラ

公共発注者による週休２日工事との連携

◎CCUSの管理機能を用いて、**公共発注者による週休２日工事の円滑な実施に活用**（公共発注者による閲覧機能を内製化）

技能者アンケートでは、週休2日と技能経験に応じた賃金の要望が多い

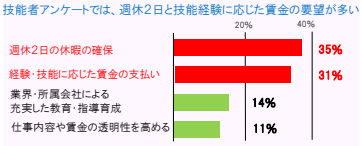

技能・経験の評価や見える化

能力評価制度の実施

◎現在、38分野で能力評価を実施

◎レベル２以上は**約６万人**
（うち**レベル４は約４万人**）

施工能力の見える化評価

◎現在、**９分野**で見える化評価を実施
（さらに、その他７分野で評価を検討中）

職種	……
基礎情報	★★★★
施工能力	★★★★
コンプライアンス	★★★★

専門工事企業の施工能力の見える化

※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

◎**都道府県レベルの専門工事業団体との対話のための環境づくりを推進**
（先行して10県で、『官民推進協議会』を設置）

【宮城県】

【静岡県】

公共工事におけるCCUS活用の促進

○建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上（建退共との連携等）に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進

○国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

（事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率（カードタッチ率）を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点）

【土木工事】 青字：令和4年7月以降入札公告工事より

○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事
（義務化：全国で64件（R3年度契約））
（活用推奨：全国で16件（R3年度契約））

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
  ※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事（分任官発注分を含む）については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料（カードタッチ費用）について、実績に基づき、発注者が負担（すべてのモデル工事で実施）

○ 地元業界の理解がある26都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行

【営繕工事】
○ CCUS活用推奨モデル営繕工事
（全国で27件（R3年度契約））※予定を含む

【港湾・空港工事】
○ CCUS活用モデル工事
（全国で47件（R3年度契約））※2月までの実績

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請（R2年４月）

○ 36道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】
（令和4年9月20日　現在）

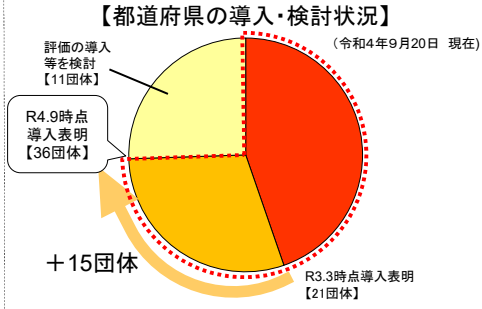

※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
（令和3年3月末までに全市区283団体に実施）

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対して CCUS活用を周知（R2年４月）

○ UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定
（R3年度は20件程度の工事に適用予定）

○ 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○ NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

○ NEXCO東日本においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施

○ 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施予定

CCUS義務化モデル工事（試行）について

国土交通省 九州地方整備局

1. 概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記（契約事項）**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評定において**加点／減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 ： **一般土木工事（WTO対象工事）**を対象とする。

3. 試行内容

（1）特記仕様書に条件明示

① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）50%を達成するよう努める**こと
※**上記①～③の達成状況により、工事成績評定で加点／減点**

（2）施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。
・ 事業者登録率 ／ 技能者登録率 ／ 就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

（3）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評定で加点／減点**
※目標達成：１点加点（平均技能者登録率９０%以上の場合は２点加点）
※目標を著しく下回った場合（平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満）：１点減点

（4）積算

カードリーダー設置費用、**現場利用料（カードタッチ費用）**について、精算変更時に支出実績に基づき、**発注者が負担**

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事（試行）**を、各地の建設業界の要望、理解等を踏まえつつ**各地方整備局等で数件実施**（活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評定の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**公表**することを求める。）

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

国土交通省 九州地方整備局

○ 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた28都府県で実施予定（他に5協会が検討中）
○ 都道府県発注工事は、36道府県が企業評価の導入等を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
※モデル工事の工事評定での加点（20道府県）、総合評価における加点（18府県）、カードリーダ等費用補助（13県）など

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道		●★
青森県		△
岩手県		●★
宮城県	●	●◎★
秋田県	●	◎○
山形県		△
福島県	●	●◎
茨城県		●
栃木県	●	●◎
群馬県	●	●◎○★
埼玉県	●	●○★
千葉県		△
東京都	●	△
神奈川県		△
新潟県		△
富山県		△
石川県	●	○
福井県	●	●○
山梨県	●	◎
長野県	●	◎○
岐阜県	●	●★
静岡県	●	●◎○
愛知県	●	△
三重県	○	★

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
滋賀県	●	◎
京都府	●	●◎
大阪府	●	◎
兵庫県	●	◎○
奈良県	●	△
和歌山県	●	○
鳥取県		★
島根県	●	◎
岡山県	●	●
広島県		●◎
山口県	●	●
徳島県	●	○
香川県	○	◎★
愛媛県	●	●★
高知県	○	△
福岡県		○
佐賀県	○	★
長崎県	○	◎
熊本県		●★
大分県		△
宮崎県	●	●◎○★
鹿児島県	●	●◎
沖縄県	●	●

（令和4年9月30日　現在）

＜直轄Cランク工事＞
● 都道府県建設業協会が賛同
○ 協会において検討中
※赤枠は令和4年4月以降に表明されたもの
※カードリーダ等の費用は発注者が負担

国土交通省調べ　等

＜都道府県工事での評価等＞
● モデル工事等工事評定での加点
◎ 総合評価における加点
○ 入札参加資格での加点
★ カードリーダ等費用補助
△ 検討中
※赤文字は令和4年4月以降に導入を表明されたもの

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施
元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）　等

【山梨県】総合評価において加点
県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点　（試行）

【滋賀県】総合評価において加点
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価　（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

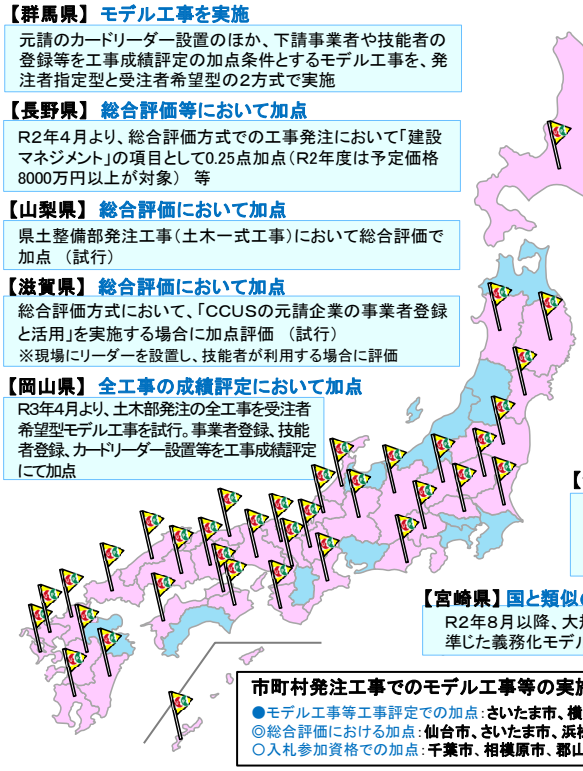

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況　（令和4年7月13日　現在）
●モデル工事等工事評定での加点：**さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市**など
◎総合評価における加点：**仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市**など
○入札参加資格での加点：**千葉市、相模原市、郡山市**など

建設キャリアアップシステムの利用状況（2022年9月末）

国土交通省
九州地方整備局

技能者の登録数

99.8万人が登録

※労働力調査（R3）における建設業技能者数：309万人

事業者の登録数

19.2万社が登録

※うち一人親方は6万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※9月は過去最高となる354万履歴を蓄積

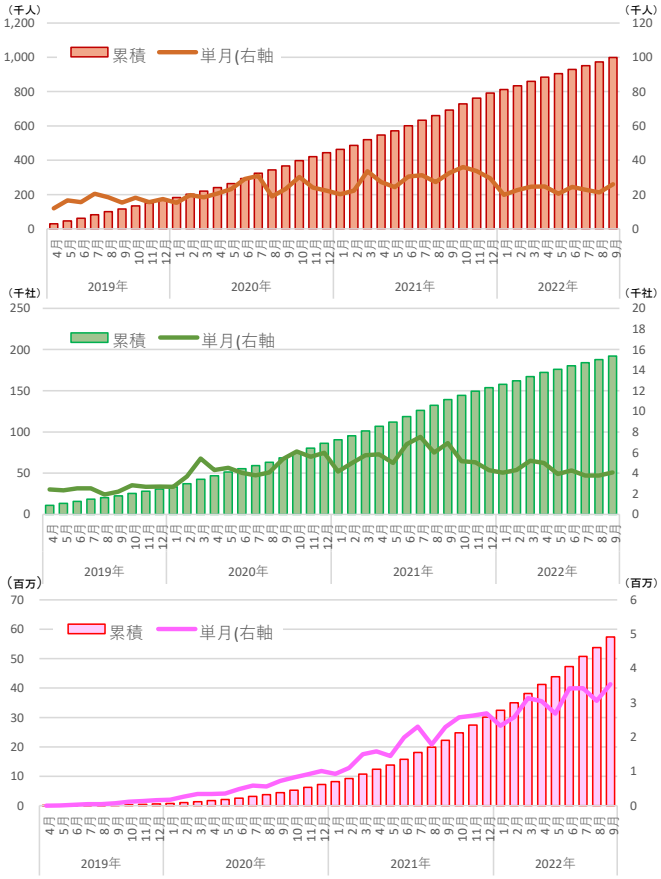

出所：建設業振興基金データより国土交通省

技能者・事業者登録数（都道府県別）（（一財）建設業振興基金HPより）

国土交通省
九州地方整備局

技能者・事業者登録状況（都道府県別）　2022/9/30

技能者（現住所）

No	都道府県	技能者登録
全国合計		998,487
40	福岡県	38,061
41	佐賀県	5,902
42	長崎県	7,643
43	熊本県	10,846
44	大分県	6,117
45	宮崎県	7,676
46	鹿児島県	12,333
47	沖縄県	11,720

事業者（所在地）

No	都道府県	事業者登録数	一人親方除く
全国合計		191,955	131,575
40	福岡県	7,886	5,464
41	佐賀県	909	664
42	長崎県	1,472	1,080
43	熊本県	1,761	1,386
44	大分県	977	807
45	宮崎県	1,223	1,053
46	鹿児島県	1,928	1,475
47	沖縄県	1,868	1,486

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

国土交通省 九州地方整備局

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11 月19 日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11 月8日新しい資本主義実現会議）において、**賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置**などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、**賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う**。

■適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
（取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく）

■加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。

■実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ

入札公告（公示）

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって**加点評価**　（賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明）
①契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
②契約を行う予定の暦年

加算点＝従来の加算点＋**賃上げ加算点**

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で**加点なし**

落札者が賃上げ加算点で**加点あり**

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に**決算書等を契約担当官等へ提出**

賃上げ基準に達していない者には減点措置

賃上げ基準に達していない者については、1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
加点イメージ（工事の場合の例）

国土交通省 九州地方整備局

加算点の合計の５％以上となるよう加点の配点を設定　例：加算点が従来40点満点の場合：３点（3点／43点＝約7%）

■加算点の配点例（国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例）

評価項目			評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績		より同種性の高い工事（※1）の実績あり	8点	8点	20点
			同種性が認められる工事（※2）の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満	2点		
			70点未満	0点		
	表彰（同じ工種区分の過去2年間の工事を対象）		表彰あり	4点	4点	
			表彰なし	0点		
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者として従事	8点	8点	20点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事	4点		
			同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満	2点		
			70点未満	0点		
	表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象		表彰あり	4点	4点	
			表彰なし	0点		
賃上げを実施する企業に対する加点						３点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
賃上げ実績の確認の運用等について

国土交通省 九州地方整備局

賃上げの表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は「法人事業概況説明書」、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から給与等受給者一人当たりの給与総額（中小企業等の場合は給与総額）により確認するのが標準的な方法として示されている。

（事業年度単位の賃上げを表明した場合）法人事業概況説明書

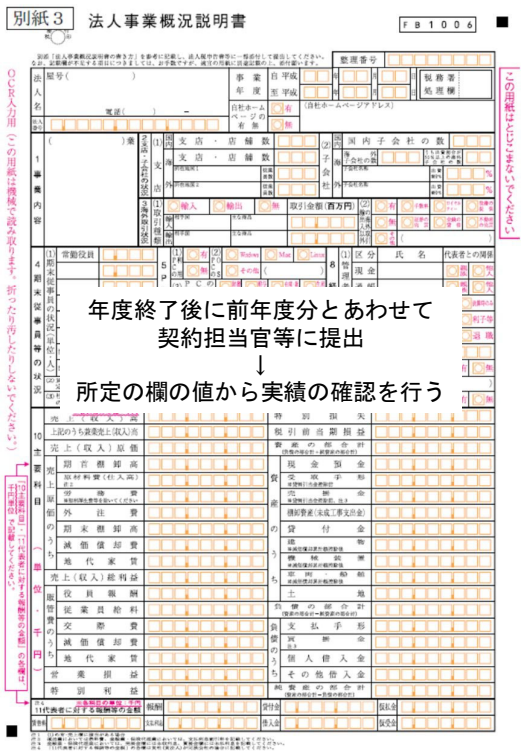

（暦年単位の賃上げを表明した場合）
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

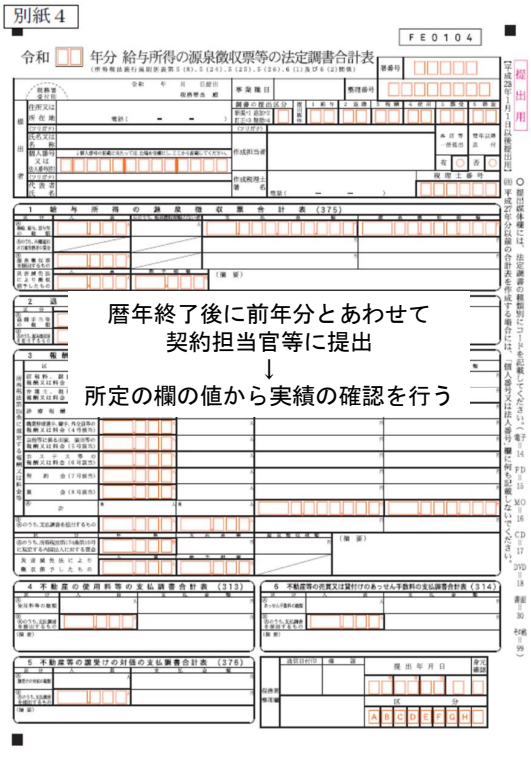

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 賃上げ実績の確認の運用等について

国土交通省 九州地方整備局

○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。

○賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

○確認書類の提出方法

・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。
※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。 （具体例は次頁）

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。
※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

同等の賃上げ実績と認めることができる具体的な場合の例

国土交通省 九州地方整備局

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。
⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和６年４月からの適用に対応
・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。
⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和４年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから１年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱い

国土交通省 九州地方整備局

（１） 賃上げ評価期間

・契約締結予定日を含む国の会計年度内の4月以降に開始する事業者の事業年度
または
・契約締結予定日を含む暦年

（２） 令和4年度において事業年度開始前に賃上げ実施する場合の特例

令和4年度において事業年度開始前に賃上げを実施する事業者にあっては賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることも可能。

【追加】

（３） 事業年度開始後に賃上げを実施する場合の特例

事業年度開始月より後の賃上げについては、下記のいずれの条件も満たす場合に賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることが可能。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。

②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること
（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

賃上げ実績確認期間の後ろ倒しについて

【参考資料】

○以下の2つの条件を共に満たす場合、賃上げ実績確認期間を後ろ倒すことが可能。
①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
（暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること）
②**当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること**（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

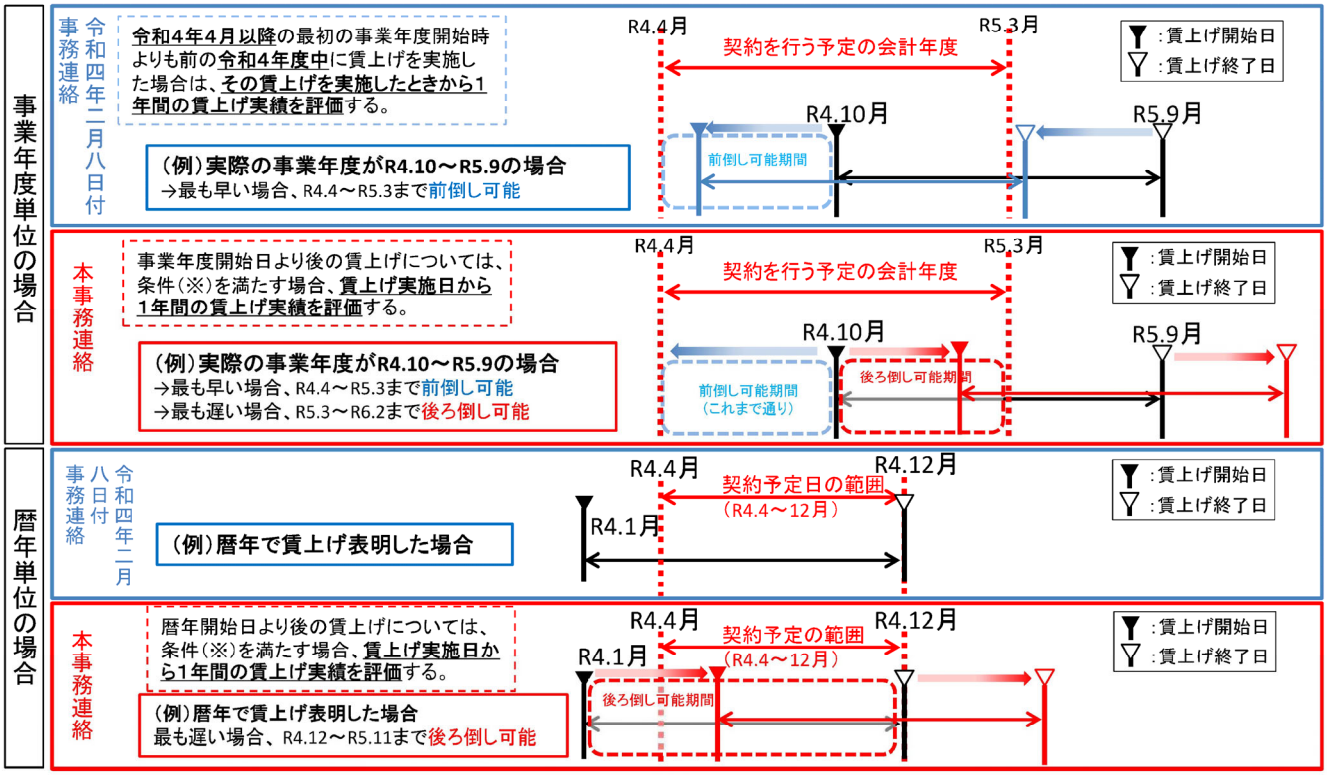

天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱い

国土交通省 九州地方整備局

○賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところ。

○天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者について、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示。

（１）特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

（２）各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

（３）（１）及び（２）に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※（１）及び（２）に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知する。
※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
※（１）から（３）は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係るQ＆A等について

国土交通省 九州地方整備局

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の制度導入の経緯、関係通知、Q&Aなどを国土交通省のウェブサイトに掲載しています。

【掲載箇所】国土交通省ウェブサイト
URL: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html
QR コードによるアクセス：

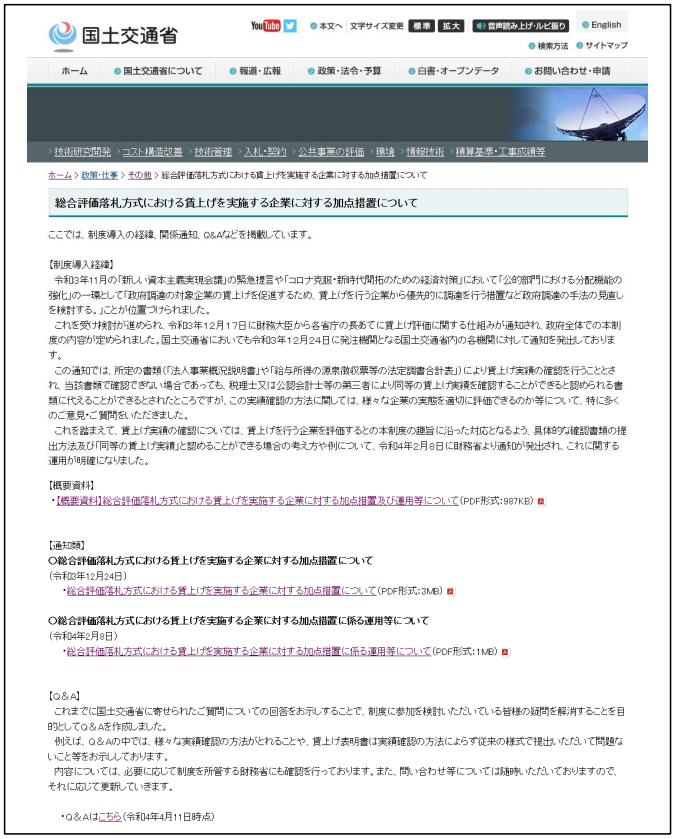

6. 労務単価・技術者単価の見直しについて

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇

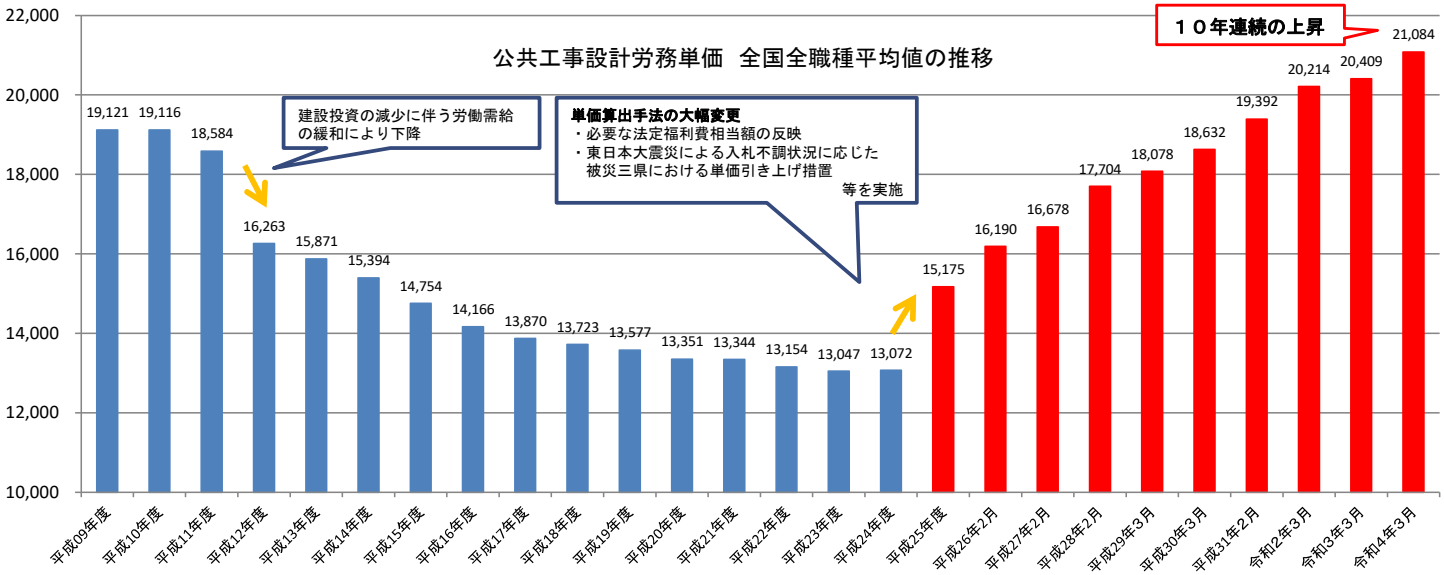

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31		R02		R03		R04	H24比
主要12職種	+15.3%	→	+6.9%	→	+3.1%	→	+6.7%	→	+2.6%	→	+2.8%	→	+3.7%	→	+2.3%	→	+1.0%	→	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	→	+7.1%	→	+4.2%	→	+4.9%	→	+3.4%	→	+2.8%	→	+3.3%	→	+2.5%	→	+1.2%	→	+2.5%	+57.4%

注3）伸び率は単純平均値より算出した。

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

（１）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
（２）必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
（３）新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を適用

※　前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全　国

主要12職種※（19,734円）令和３年３月比；＋３．０％（平成24年度比；＋５７．６％）
全　職　種　（21,084円）令和３年３月比；＋２．５％（平成24年度比；＋５７．４％）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

（主要12職種）

職種	全国平均値	令和３年度比	職種	全国平均値	令和３年度比
特殊作業員	23,103円	＋４．４％	運転手（一般）	20,797円	＋４．０％
普通作業員	19,538円	＋３．１％	型枠工	26,246円	＋２．３％
軽作業員	14,999円	＋１．２％	大工	25,156円	＋１．９％
とび工	25,512円	＋１．５％	左官	24,839円	＋２．８％
鉄筋工	25,801円	＋３．３％	交通誘導警備員Ａ	14,873円	＋３．７％
運転手（特殊）	23,979円	＋４．４％	交通誘導警備員Ｂ	12,957円	＋３．２％

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

7. 低入札価格調査基準の計算式の改定（工事）について

低入札価格調査基準の計算式の改定（工事）

国土交通省 九州地方整備局

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第８５条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
  履行可能性が認められない場合には、落札者としない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和４年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」　⇒　「一般管理費等×0.68」

現行

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

R4.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.68
上記の合計額×消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

8. 建設資材等の高騰対策について

主要建設資材の価格推移

出典 :「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）

国土交通省 九州地方整備局

〇昨年来より原材料費の高騰等により、各建設資材価格が高騰中。
〇円安による影響も大きく、過去最高値とな っている資材(ｽﾄﾚｰﾄｱｽﾌｧﾙﾄ)もあり、価格転嫁の状況を継続して 注視。

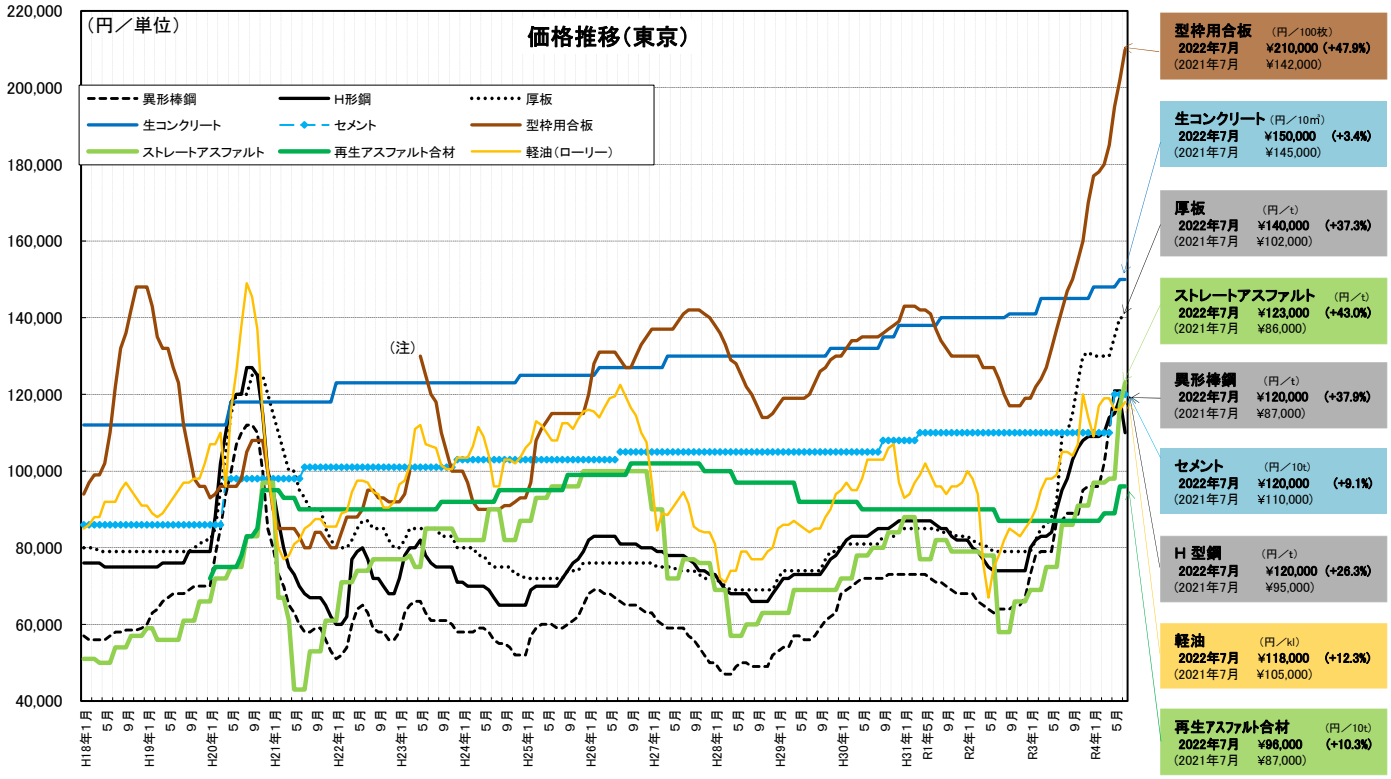

(注)東日本大震災のため、型枠用合板2011年4月のﾃﾞｰﾀ無

2022.07(8月号反映)

パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化会議(R3.12.27)

国土交通省 九州地方整備局

開催概要

日　時：令和３年12月27日（月）14:00～14:32
出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣 等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体５団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体２２団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、８年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2．7％の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、９年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。

出典：官邸ＨＰ

転嫁円滑化に向けた国交省における取組について

国土交通省 九州地方整備局

転嫁円滑化施策パッケージ（令和３年12月27日）（抜粋）

５　公共工事品質確保等に基づく対応の強化

（1）　公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

・公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、**労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保**について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**（平成17年法律第18号）**の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知**する。

・公共工事のみでなく、**民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求める**とともに、毎年１月から３月までの「集中取組期間」において、国土交通省が**請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施**する。

国土交通省における取組

○　令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、**斉藤国土交通大臣から**同会議出席の**経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼**。

○　また、同日付で**公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を発出**。令和４年３月８日付でも、同様の内容にて**再度要請を発出**。

○　さらに、令和４年２月25日付けで、**建設業団体等に対して、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じること、取引価格は原材料費等の上昇分を考慮した上で十分に協議し決定すること等を要請**。

○　加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、１月から３月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

R3年度建設行取引適正化推進期間について

国土交通省 九州地方整備局

趣　旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和３年度については、**適正な請負代金での契約締結の状況等について深堀りした情報収集や調査**を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

○ポスターの掲示
○建設業法令遵守に関する講習会（※）
○立入検査（合同立入検査を含む）
○各許可行政庁による自主的な事業
○各種相談窓口等（駆け込みホットライン等）の周知　等

★令和３年度の取り組み（重点事項）★

○適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施
→**政府全体の「集中取組期間」（令和４年１月～３月）において引き続き実施**

令和２年度実績（期間中の実績）

1．立入検査
○地整等単独
・大臣許可業者　152業者
○都道府県と地整等の合同
（地整等、18都道府県）
・大臣許可業者　20業者
・知事許可業者　35業者
○都道府県（13都道府県）
・知事許可業者 120業者
合計　327業者

2．講習会（地整等、31都道府県）
○都道府県と地整等の合同　26回（1,778名）
○都道府県　21回（3,173名）
合計　47回（4,951名）

※地整等…地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局

令和３年度 10・11・12月は
建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。
建設業取引適正化推進期間　検索

主催　国土交通省、都道府県
協賛　公益財団法人 建設業適正取引推進機構

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

令和４年４月26日
原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

◆我が国経済は、**原油や穀物等の価格が高い水準で推移**し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の**物資の安定供給が滞り**、今後、**コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない**状況。
◆このため、直面する**物価高騰による影響を緩和**するための対応を**緊急かつ機動的に実施**するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、**コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定。**
◆本年６月までに**新しい資本主義のグランドデザインと実行計画**、**骨太方針2022を取りまとめる**。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、**これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す**。

Ⅰ．原油価格高騰対策

1．激変緩和策
◆**燃料油に対する激変緩和事業（延長・拡充）**（注）：
・基準価格を１７２円から１６８円に引き下げ
・支給幅を３５円とするとともに、更なる超過分についても１／２を支援
・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討

2．業種別対策
◆**漁業**：漁業経営セーフティーネット構築事業等による燃油価格等が上昇した場合の補てん金交付等
◆**農林業**：施設園芸等燃油価格高騰対策等による燃油価格が上昇した場合の補てん金交付等
◆**運輸業**：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策
◆**生活衛生関係営業**：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
◆**その他**：持続化補助金を活用した、ＬＰガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1．エネルギー
◆**省エネルギーの推進**：省エネ住宅・ビル、クリーンエネルギー自動車の普及促進、こどもみらい住宅支援事業の拡充等
◆**燃料供給の緊急対応策等の強化等**：ＬＮＧ・石油の上流開発投資リスクマネー供給支援　等

2．原材料
◆**戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強靭化**：
半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等の国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入　等

3．食料等
◆**小麦等の食品原材料**：米粉・国産小麦等の代替原材料への切替支援等、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施
◆**肥料・飼料**：化学肥料原料の調達支援対策、配合飼料の価格高騰対策　等
◆**木材**：国産材への転換支援対策　◆**水産**：加工原材料調達の円滑化対策　等

4．その他
◆**サイバーセキュリティ対策の強化等、観光事業者等への支援**（環境配慮型の持続可能な観光推進の支援）

Ⅲ．新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1．賃上げ・価格転嫁対策
◆**賃上げを行う企業への支援の強化**：
・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ　等
◆**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**：
・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備　等

2．資金繰り支援等：
◆**政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化**：
・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティーネット貸付の更なる金利引下げ
・新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を９月末まで延長
・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化　等

Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1．生活困窮者等支援
◆**生活困窮者支援策の申請期限の延長**：緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を８月末まで延長
◆**生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化**
◆**真に生活に困っている方々への支援措置の強化**：
・低所得の子育て世帯に対する給付金（児童一人当たり一律５万円）のプッシュ型給付
・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和４年度課税情報を活用したプッシュ型給付（運用改善）
・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援　等

2．孤独・孤立対策
◆**地方における官民連携プラットフォーム等の構築推進、支援活動を行うＮＰＯ等への支援**

3．地方公共団体の実施する対策への支援
◆**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**：
・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設による生活困窮者支援や学校給食費等軽減など子育て世帯支援、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
◆**地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置**

Ⅴ．今後への備え　Ⅵ．公共事業の前倒し　Ⅶ．その他

◆**予備費の確保**：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（仮称）」として改組・使途を拡大した上で、５兆円の水準を確保等
◆**公共事業の前倒し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底**

本対策の規模		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	合計
	国費（備考）	１．５兆円 程度	０．５兆円 程度	１．３兆円 程度	１．３兆円 程度	１．５兆円 程度	６．２兆円 程度
	事業規模	１．５兆円 程度	２．４兆円 程度	６．５兆円 程度	１．３兆円 程度	１．５兆円 程度	１３．２兆円 程度

（備考）国費のうち、一般予備費の使用額は、０．４兆円程度（Ⅰ：0.3兆円程度、Ⅱ：0.1兆円程度）、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、１．１兆円程度（Ⅱ：90億円程度、Ⅲ：0.1兆円程度、Ⅳ：1.0兆円程度）。補正予算額は、２．７兆円程度（Ⅰ：1.2兆円程度、Ⅴ：1.5兆円程度）。

（注）激変緩和策（本年５～９月）によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価（総合）は0.5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。
これに加え、漁業・農林業・運輸業向けの燃油等価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、その他学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策等による効果も期待される。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」＜抜粋＞

国土交通省
九州地方整備局

（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）

Ⅲ．新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

● **賃上げ・価格転嫁対策**（内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、**国土交通省**、厚生労働省）

➢ **「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき**、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」などに対する取締りを強化するなど、**取引適正化の取組を進める**。

➢ **建設業**・造船業**における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金**・船価**の設定や適切な工期の確保**が図られるよう、**公共・民間発注者等に対して周知徹底**を図る。

➢ **アスファルト合材について**、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**アスファルト合材の取引に関係する事業者等への働きかけ**を行うとともに、**資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保**が図られるよう、**公共発注者等に対して周知徹底**を行う。

適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底について

国土交通省 九州地方整備局

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

（令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者）

◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ**、**スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている請負代金や工期の変更に関する規定（スライド条項等）を適切に設定すること

契約締結後

それらの規定を適切に運用すること

受注者や下請から協議の申出があった場合は適切に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ること

◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者団体
- 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共発注者
- **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加**等の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間発注者
- 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

◇ 価格転嫁に関する相談等を**「建設業フォローアップ相談ダイヤル」**にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

（令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、経産省製造産業局長・国交省不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者）
（両省の連携により発出）

◇ アスファルト合材の取引に関係する事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定や必要な契約変更の実施**について要請

⇨ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

9. スライド条項について

建設工事標準請負契約約款における請負代金が変更の規定（スライド条項）

国土交通省 九州地方整備局

◎公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条　**発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。**

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

［注］〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　**特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

６　**予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

［注］〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条　**発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。**

一　工事の追加又は変更があったとき。

二　工期の変更があったとき。

三　第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四　支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五　**契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。**

六　**長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。**

七　中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

国土交通省 九州地方整備局

価格変動が・・・

●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド（第１～４項）	単品スライド（第５項）	インフレスライド（第６項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％ （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０％ （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１％」を採用。）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

単品スライド条項の運用マニュアル（案）について（令和4年7月19日時点）

国土交通省 九州地方整備局

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）
運用マニュアル（案）

令和4年7月

国土交通省　大臣官房　技術調査課
国土技術政策総合研究所　社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室
北海道開発局　事業振興部　技術管理課
東北地方整備局　企画部　技術管理課
関東地方整備局　企画部　技術管理課
北陸地方整備局　企画部　技術管理課
中部地方整備局　企画部　技術管理課
近畿地方整備局　企画部　技術管理課
中国地方整備局　企画部　技術管理課
四国地方整備局　企画部　技術管理課
九州地方整備局　企画部　技術管理課
内閣府　沖縄総合事務局　開発建設部　技術管理課

【 掲載 ： 国土交通省ホームページ 】
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html

《これまでの運用ルール》

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用ルール》

1）購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。

2）鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。

3）年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

単品スライド条項の運用マニュアル（案）について（令和4年7月19日時点）

国土交通省 九州地方整備局

単品スライド額算定の考え方　概略フロー

別紙－1

増額変更の場合の例

受注者
❑ 単品スライドの請求
（必要な情報、資料等）
・対象品目、対象材料
・変更請求概算額
・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

（参考）対象品目及び材料

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（資料や摘料も対象とすることが可能）
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者
❑ 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
➢ **品目毎の合計金額**で比較する（材料毎の比較は行わない）
① 実勢価格に基づく**変動後**の金額（**品目毎の合計金額**）実勢価格は単価合意比率を考慮
② 実際の購入金額（**品目毎の合計金額**）

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者
❑ **実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

発注者
❑ 品目毎の変動額が請負代金額※の１％を超えるかを確認
（品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可）

変動額が請負代金額※の１％を超える品目

変動額が請負代金額※の１％を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者
❑ **実勢価格にて**スライド額を算定

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者
❑ **実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出**

発注者
❑ 品目毎の変動額が請負代金額※の１％を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の１％を超える品目

変動額が請負代金額※の１％を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者
❑ **実際の購入金額にて**スライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

❑ **申し出のあった材料毎**にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

【マニュアル（案） P67 】

実際の購入金額の確認フロー

別紙－1

受注者
❑ 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
・対象品目及び対象材料を申出※
・実購入先を含まない２社以上の見積り提出※
➢「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（単価合意比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

（補足）見積りについて
❑工期内の代表的な月（１ヶ月以上）とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第１段階

発注者
❑ 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

＜チェック項目＞
❑ 対象材料ごとに以下を確認
・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（１ヶ月以上）の単価で確認
➢「実際の購入金額の単価」と２社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出
❑ 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第２段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者
❑「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

＜チェック項目＞
❑ ①が②以内であるかを確認
①「実際の購入金額の単価」
（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
②「実勢価格の単価（単価合意比率考慮）＋３０％」
（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の加重平均＋３０％）

❑ ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

＜確認方法＞　各発注者の判断による
１）発注者による見積り徴収
２）近隣工事における材料調達状況
３）特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング　等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の＋３０％は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋３０％を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出
❑ ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
❑ ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

【マニュアル（案） P68 】

10. i-Constructionの推進

i-Construction ～建設業の生産性向上～

国土交通省
九州地方整備局

〇平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す方針が示された。
〇この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入。
〇これらの取組によって従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】

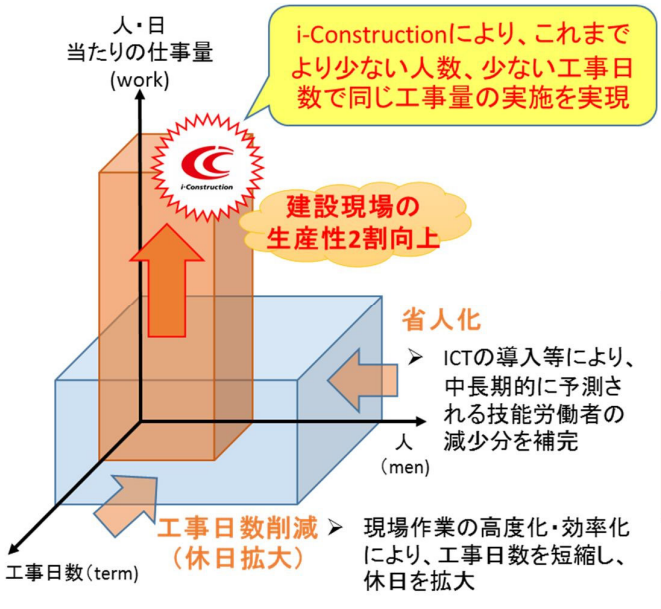

平成28年9月12日未来投資会議の様子

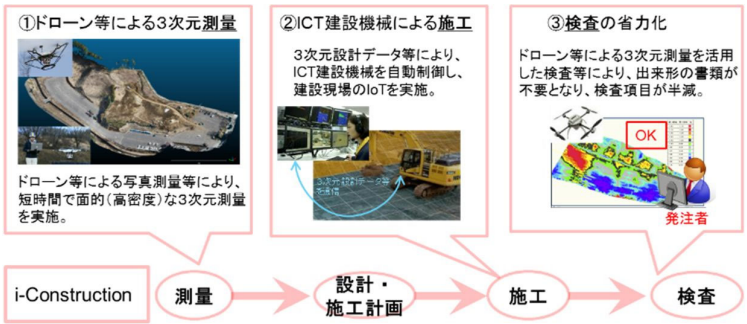

ICTの土工への活用イメージ（ICT土工）

建設プロセス全体を3次元データでつなぐi-Construction

国土交通省 九州地方整備局

○Society5.0の実現に向け、i-Constructionの取組を推進し、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す
○ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携

i-Construction トップランナー施策（H28～）

国土交通省 九州地方整備局

ICTの全面的な活用（ICT施工）

○調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。

○3次元データを活用するための基準や積算基準を整備。

○国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。

○全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》

ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》

３次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》

３次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）

○設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、全体最適の考え方を導入し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。

○H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。

○部材の規格（サイズ等）の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

コンクリート工の生産性向上のための3要素

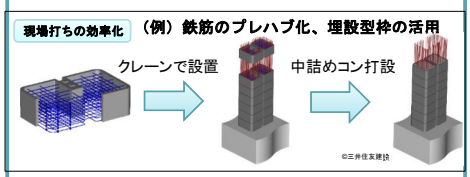

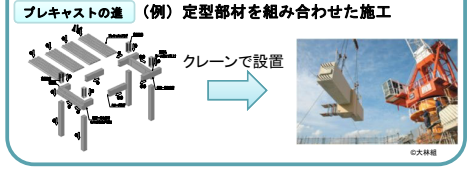

施工時期の平準化等

○ 公共工事は第1四半期（4～6月）に工事量が少なく、偏りが激しい。

○ 適正な工期を確保するための2か年国債を設定。Ｈ２９当初予算においてゼロ国債を初めて設定。

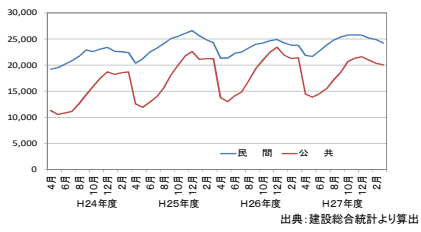

出典：建設総合統計より算出

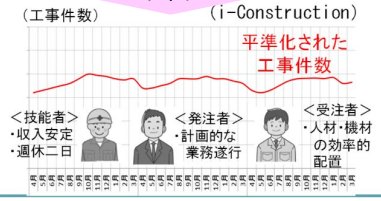

i-Constructionに関する工種拡大

国土交通省 九州地方整備局

○国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充してきており、構造物工へのICT活用を推進。
○今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を検討

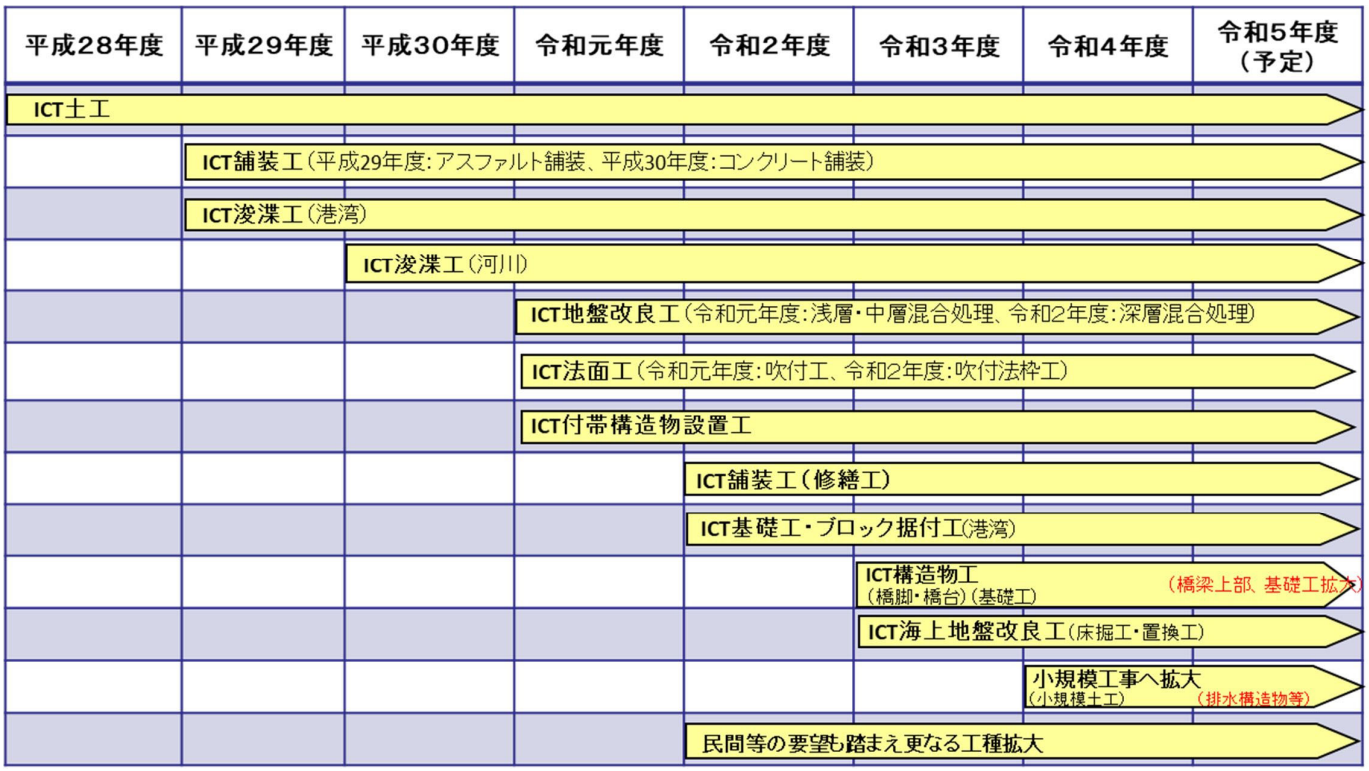

建設現場におけるICT活用の現状と課題

国土交通省 九州地方整備局

○施工や管理に3次元データ等を活用するICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加、土工における延べ作業時間が約3割縮減するなどの効果が表れている。

＜ICT施工実施状況＞

工種	2016年度［平成28年度］		2017年度［平成29年度］		2018年度［平成30年度］		2019年度［令和元年度］		2020年度［令和2年度］		2021年度［令和3年度］	
	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施
土 工	1, 625	584	1, 952	815	1, 675	960	2, 246	1, 799	2, 420	1, 994	2, 313	1, 933
舗装工	－	－	201	79	203	80	340	233	543	342	384	249
浚渫工（港湾）	－	－	28	24	62	57	63	57	64	63	74	72
浚渫工（河川）	－	－	－	－	8	8	39	34	28	28	42	41
地盤改良工	－	－	－	－	－	－	22	9	151	123	189	162
合計	1, 625	584	2, 175	912	1, 947	1, 104	2, 397	1, 890	2, 942	2, 396	2, 685	2, 264
実施率	36%		42%		57%		79%		81%		84%	

＜ICT土工の効果＞

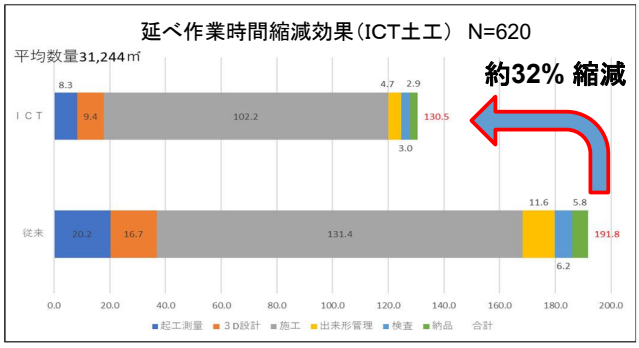

※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果(令和3年度)の平均値として算出。
※ 従来の労務は施工者の想定値
※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

＜ICT施工の経験企業の割合＞

■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
（2016年度～2021年度の直轄工事受注実績に対する割合）

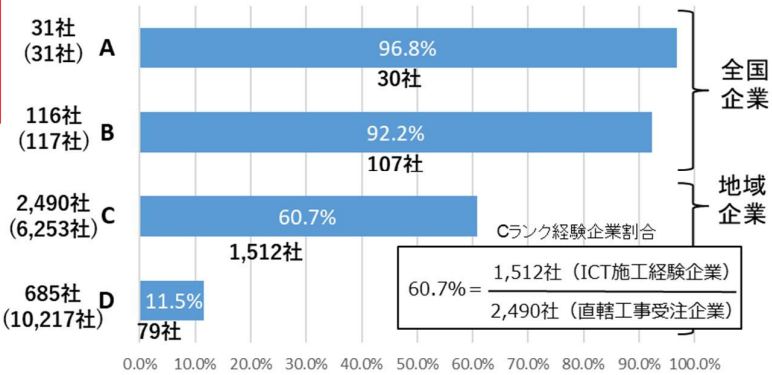

数値は等級毎の2016年度以降の直轄工事を受注した業者数
（ ）内は一般土木の全登録業者数

・各地方整備局のICT活用工事実績リストより集計
・単体企業での元請け受注工事のみを集計
・北海道、沖縄は除く
・対象期間は2016年～
・業者等級は2021・2022資格者名簿より集計

【参考】 ■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
（2016年度～2020年度の直轄工事受注実績に対する割合）

52.4%＝1,279社（ICT施工経験企業）／2,442社（直轄工事受注企業）

ICTアドバイザー制度の概要

国土交通省 九州地方整備局

◆ 国、地方自治体等の発注者及び地域を担う地元企業が、ICT技術の先駆者である「 ICTアドバイザー」から、技術修得や能力向上へのアドバイスを受けられる仕組みをつくり、ICT施工の更なる普及促進を図る ※令和3年11月24日運用開始

九州地方整備局

・ICTアドバイザーの公募
・アドバイザー登録、名簿公表

＜募集区分＞
Ⅰ：3次元計測関係
Ⅱ：3次元設計データ作成関係
Ⅲ：ICT建設機械による施工関係
Ⅳ：3次元施工管理関係
Ⅴ：総合マネジメント
Ⅵ：ICT施工の研修・講習会

＜応募要件＞
・工事又は関連業務におけるⅠ～Ⅴの区分の実績
・ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動等又は研修・講習会等の実績

＜任期＞
無期限

＜支援に要する費用＞
技術支援に対する費用は原則無償
ただし、旅費交通費や研修・講習会に要する機材等の費用はアドバイザーと依頼者にて決定

登録・公表

開始連絡
報告書提出

ICTアドバイザー

42社を登録
（令和4年9月30日時点）

●技術支援
・助言、技術的指導
・各種研修、講習会等への協力

・依頼の内容を確認し支援の可否を判断
・支援の開始及び終了時に所定の様式にて九州地方整備局へ報告

第1次登録 ：令和3年11月24日
第2次登録 ：令和4年 2月14日
第3次登録 ：令和4年 5月13日

※随時受付
4月、7月、10月、1月末日時点で審査・リスト見直し

技術相談
支援依頼

技術支援 ※原則無償

発注者　　施工者

・アドバイザー選定、依頼

・ICTアドバイザー名簿に基づきアドバイザーを選定し依頼
・ICT機器の使用・施工方法、出来形管理等について支援依頼
・研修、講習会開催に向けてのアドバイス又は講師派遣依頼

「ICT施工eラーニング」について

国土交通省 九州地方整備局

- インフラDXを推進する取組の一環として、ICT施工に関する普及促進と人材育成を目的に、ICT施工eラーニングを構築
- 学生や若手技術者に興味を持ってもらえるよう動画による学習プログラムを採用

ICT施工　eラーニングの特長

・ネット環境があれば、いつでもどこでも学習が可能
・非接触型の学習方法のため、コロナ禍における感染防止対策に寄与
・受講完了時に受講証明書を発行。
CPD（建設コンサルタンツ協会）の単位やCPDS（全国土木施工管理技士会連合会）のユニットの申請に活用可能

アクセス先：http://www.ictc-e-learning.qsr.mlit.go.jp

▼進行役のナビゲーターがご案内

▼教材映像

小規模土工に対応したICT実施要領等の策定

国土交通省 九州地方整備局

【ICT土工・床掘工・小規模土工・法面工】

○ 中小建設業が施工する現場は比較的小規模な現場が多いため、小規模な現場に対応したICT施工の導入が求められている
○ 都市部や市街地などの狭小現場でも小型のマシンガイダンス（MG）技術搭載バックホウを使うことでICT施工を可能とするＩＣＴ実施要領等を策定
○ ICT施工により、丁張作業を行うことなく作業が行えるため、土工作業全体の迅速化、現場の補助員削減による安全性の向上等が期待できる
○ ICT土工・床掘工・小規模土工・法面工における出来形管理は、衛星測位（RTKGNSS）やトータルステーション（TS）等を活用した断面管理を標準とし、市販のモバイル端末を活用した面管理も活用可能とする

適用範囲

1,000m3未満の施工に小型バックホウを適用

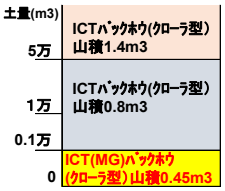

■ICT床堀工

平均施工幅2m未満の施工に拡大

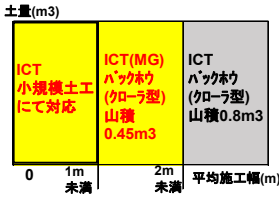

■ICT小規模土工

土工量100m3未満や施工幅1m未満の施工に拡大

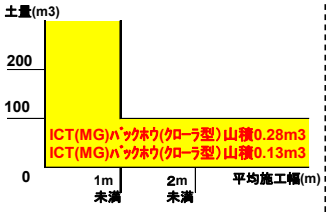

■ICT法面工

1,000m3未満の法面整形作業において、小型バックホウを適用

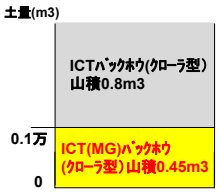

施工フロー（土工）

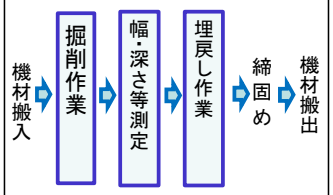

フローで囲みがないものは従来手法を想定

○機械施工に小型MGバックホウを活用
○現場状況により施工方法を選択

GNSSを活用した小型MGバックホウ

自動追尾型TS等を活用した小型MGバックホウ

○出来形・出来高計測はRTKGNSSやTS等による断面管理を標準
○面管理を行う場合はTLSなどの従来面管理手法に加え、モバイル端末を活用可能

断面管理

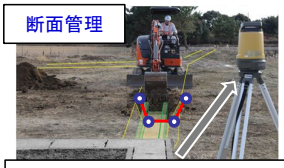

RTKGNSSやTS等による出来形管理

面管理

モバイル端末

ICT建設機械認定制度の導入

国土交通省 九州地方整備局

○ICT施工の中小企業等への普及を加速させるため、従来の建設機械に後付けで装着する機器を含め必要な機能等を有する建設機械※を認定する制度を令和4年度より開始
○認定を受けた機械は、精度確認試験の資料提出を不要とするなど書類作成の簡素化を可能とし、その活用を支援

※ICT建設機械には、建設機械に後付けすることにより、ICT施工が可能となる装置（以下、「後付け装置」という）及び、後付け装置を装着した建設機械を含む

■主なICT建設機械

ICTバックホウ

ICTブルドーザ

ICT振動ローラ

ICTﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ

【ICT建機認定イメージ】

■認定フロー

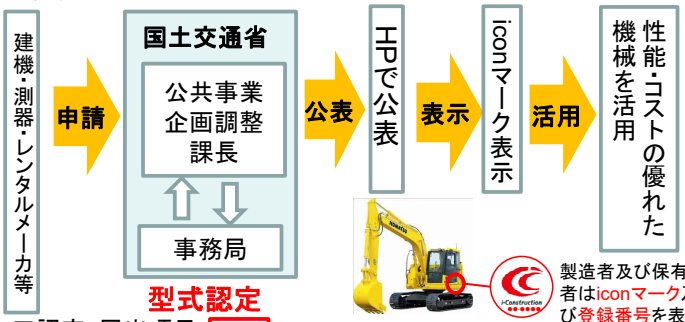

製造者及び保有者はiconマーク及び登録番号を表示

■認定・届出項目 □が認定項目(案)(型式認定)

メーカ名	開発メーカ名称
機種名	バックホウ、ブルドーザ、振動ﾛｰﾗ等の機種名
型式	建設機械の型式
仕様	バケット容量、ブレード幅、ローラ幅など
定格出力(KW)	原動機又は原動機の定格出力
測位方式	建設機械の測位方式
測位精度（cm）	水平精度、高さ精度、測位サイクル（HZ）
機械質量(kg)	標準装備品一式を装備し実作業可能な状態での質量
販売年月(西暦)	販売開始年月（西暦）
年間出荷台数	販売からの累計出荷台数
標準価格(万円)	標準付属品を装備した国内の標準価格

※型式認定を受けた機械については精度確認試験の記録・提出の簡素化を可能とする。

令和3年度 i-Construction大賞の表彰について

国土交通省
九州地方整備局

○建設現場の生産性向上（i-Construction）の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
○令和3年度の受賞者として、計22団体（国土交通大臣賞 5団体、優秀賞 17団体）を決定し、授与式を開催。

○工事・業務部門

表彰の種類	団体名	発注地整等
国土交通大臣賞	中電技術コンサルタント株式会社	近畿
優秀賞	株式会社玉川組	開発局
優秀賞	株式会社本間組　東北支店	東北
優秀賞	清水・五洋特定建設工事共同企業体	関東
優秀賞	アジア航測株式会社	関東
優秀賞	真柄建設株式会社	石川県
優秀賞	朝日丸建設株式会社	中部
優秀賞	ユウテック株式会社	三重県
優秀賞	株式会社 第一土木	近畿
優秀賞	株式会社増岡組	中国
優秀賞	パシフィックコンサルタンツ株式会社	中国
優秀賞	東亜建設工業株式会社 四国支店	四国
優秀賞	大成・ＩＨＩインフラ・八方地域維持型建設共同企業体	九州
優秀賞	株式会社ホープ設計	沖縄

○地方公共団体等の取組部門

表彰の種類	団体名	地域
国土交通大臣賞	栃木県	関東
優秀賞	札幌市	北海道
優秀賞	貝塚市	近畿

○ i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門

表彰の種類	団体名	本社所在地
国土交通大臣賞	スキャン・エックス株式会社	東京都
国土交通大臣賞	株式会社大林組	東京都
国土交通大臣賞	株式会社アンドパッド	東京都
優秀賞	株式会社加藤組	広島県
優秀賞	清水建設株式会社	東京都

■令和３年度 大臣賞受賞団体の取組

UAVの自律飛行による天然ダムおよび砂防関係施設の点検・調査
【中電技術コンサルタント株式会社】

スマートフォンを活用した維持管理体制のDX化
【栃木県】

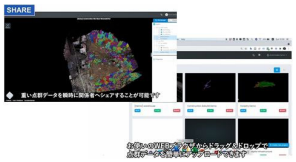

オンライン点群処理プラットフォーム「スキャン・エックス」
【スキャン・エックス株式会社】

ICT建機の施工履歴データとDX統合型クラウドを使った生産性向上への取組
【株式会社大林組】

■令和３年度表彰式（R4.3.7）

クラウド型建設プロジェクト管理サービス
「ANDPAD」
【株式会社アンドパッド】

施工時期等の平準化

国土交通省
九州地方整備局

○適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
○これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
○引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債(注1)及びゼロ国債(注2)）を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債＋当初予算におけるゼロ国債〉
平成31年度：約3,200億円　（平成30年度：約3,100億円）
※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定（業務についても平成31年度から新たに設定）
※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円（業務含む）

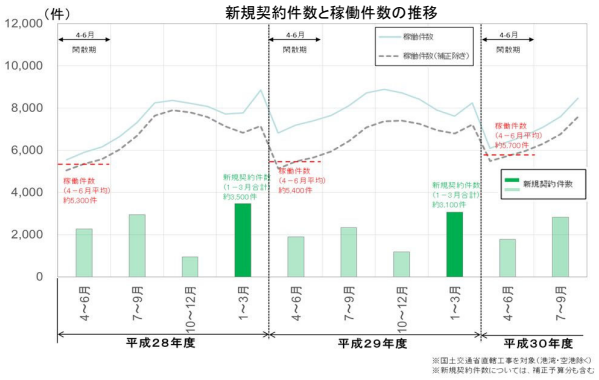

※国土交通省直轄工事を対象（港湾・空港除く）
※新規契約件数については、補正予算分も含む

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：平成29年3月時点：約500団体（約25%）→平成31年3月時点：1783団体（約89%）
国、特殊法人等：198/209、都道府県：47/47、政令指定都市：20/20、市町村：1518/1722（平成31年3月時点）

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

注1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年 国債という。
注2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

発注見通しの統合・公表のページ（イメージ）

プレキャスト製品の活用による効果

国土交通省 九州地方整備局

○現場打ちとプレキャストについて、効率性を人日当たり作業量とし、現行の積算基準等から算出。
○現場施工におけるプレキャストの効率性[m3/人日]は、現場打ちの約2～5倍であり、コンクリート工の効率性を高める方法の一つとして、プレキャスト化は有効。

L型擁壁（高さ3m）

効率性
約2.2倍

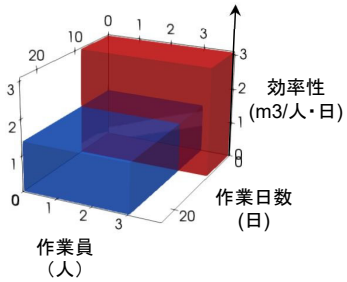

L型擁壁（高さ5m）

効率性
約5.2倍

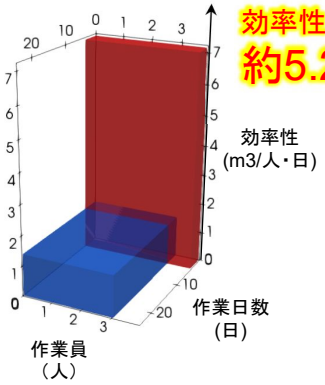

ボックスカルバート
（内空高さ2m、内空幅2m）

効率性
約1.8倍

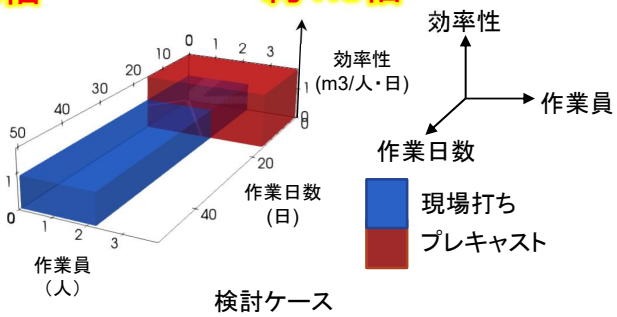

$$効率性 = \frac{作業量（出来高）}{人・日} = \frac{コンクリート体積}{人・日}$$

※算出には労務単価（東京）平成30年3月を使用

（コンクリート100m3当り）

ケース			寸法(m)	作業日数	作業員	生産性
1	L型擁壁	現場打ち	高さ3	23.8	3.0	1.4
2			高さ5	23.8	3.0	1.4
3		プレキャスト	高さ3	8.4	3.9	3.1
4			高さ5	3.6	3.9	7.2
5	ボックスカルバート	現場打ち	内空高さ2 内空幅2	50.0	2.2	0.9
6		プレキャスト	内空高さ2 内空幅2	15.4	3.9	1.7

施工の効率化（プレキャスト工法）

国土交通省 九州地方整備局

◆VFM※を取り入れた新たな評価指標の検討　※Value for Money

○各ガイドラインのフォローアップ調査を継続して実施し、周知の徹底に努める。
○働き方改革の推進も考慮し、設計段階からPcaが採用できるよう、既存のガイドラインを活用しながら検討を進める。
○Pcaのさらなる導入促進に向けた新たな指標について、積雪寒冷地など、地域特性を考慮して検討を進める。
○検討した評価項目を既存設計業務において比較検討と、新たな指標により比較が可能かの検証を行う。
○新たな評価指標を適用した試行工事・業務を拡大し、R4も調査を継続することを検討中。（北陸地整）

Value for Moneyの採用

コストの課題解決のため、VFMの考え方をPCaにおいて採用。

Value for Money の概念・・・最大価値 ＞ 最低価格
支払（Money）に対して最も価値（Value）の高いサービスを供給するという考え方のこと

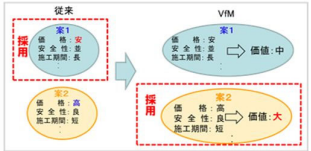

コスト以外の評価項目の例
- ◆工期
- ◆品質管理
- ◆施工性
- ◆施工時の安全性
- ◆周辺住民や道路ユーザーへの影響（社会的コスト）
- ◆自然環境への影響（CO_2排出など）
- ◆景観
- ◆維持管理性
- ◆働き方改革への寄与度（労働時間、休暇取得、書類削減など）

コスト以外で建設現場に寄与する項目を検討。
「自然環境の影響（Co2削減等）」を軸に大型PCa導入に向けた評価項目を検討、の指標を検討、工法比較手法の確立。

⇒VfM評価により、建設現場における大型Pcaの導入を推進

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PCaの採用に向けた条件の整理	評価項目の抽出	評価方法の検討	比較検討 試行（検証）	VFM概念の確立と実行

◆コンクリート構造物のコスト比較による工法選定の検討

○プレキャストの積極活用による将来的なコスト低減等を考慮した、コンクリート構造物選定マニュアル（ボックスカルバート・L型擁壁編（試行案））のとりまとめ。
（近畿地整）

工法選定フロー

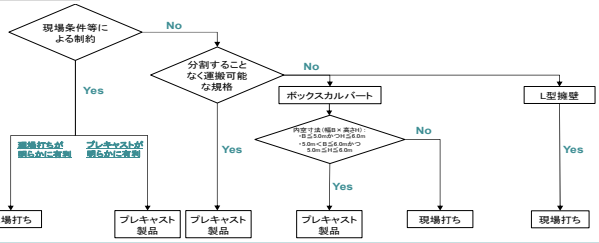

◆プレキャスト工法の活用促進に向けて

○日建連と共同で、「土木工事におけるプレキャスト工法の活用事例集（第二版）案」を発刊。

中長期的な発注の見通し公表について

国土交通省
九州地方整備局

背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」。）において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

＜根拠条文＞
品確法第七条第一項（抄）
五　地域のおける公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、<u>他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表</u>その他の必要な措置を講ずること。

対応の基本方針

○入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
（現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表）
○掲載をする情報は事業（プロジェクト単位）を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

○令和2年度より直轄の取組を公表：<u>**10月から河川・道路・公園事業の見通しを公表**</u>
○今後、地域発注者協議会等を通じて、取組を順次拡大予定

中長期的な発注の見通し公表について

国土交通省
九州地方整備局

これまで、入札情報サービス（PPI）において、工事単位の発注見通しを掲載

No	発注機関／担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日
1	国土交通省関東地方整備局／○○事務所	●●工事	一般競争入札（標準型）	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
2	国土交通省関東地方整備局／○○事務所	●●工事	一般競争入札（標準型）	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
3	国土交通省関東地方整備局／○○事務所	●●工事	一般競争入札（標準型）	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08

＋

中長期的な見通しを追加して公表

事業計画通知に記載している事業（プロジェクト）の情報を中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省○○地方整備局／○○国道事務所	国道○○号○○道（○○~○○）（○○環状道路）	2020/04/01
2	国土交通省○○地方整備局／○○国道事務所	国道○○号○○道	2020/04/01

→

発注機関	国土交通省○○地方整備局
担当部・事務所	○○国道事務所
事業名称	国道○○号　○○道路
全体事業規模	L=23.0km
全体事業費	○○○億円
当年度の事業費	○○億円
事業進捗／完成予定時期	事業進捗率：○○%　用地進捗率：○○%
当年度事業概要	道路改良工　○km 橋梁上下部工　○橋 トンネル工　○箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	＜事業展開＞ 国道○○号　○○道路 令和3年度：○億円 令和4年度：○億円 令和5年度：○億円 令和6年度：○億円

対象事業　：　国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

生産性革命のエンジン、BIM/CIM

国土交通省 九州地方整備局

○**BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling Management）**とは、計画・調査・設計段階から**３次元モデルを導入**し、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用**し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける**受発注者双方の業務効率化・高度化を図る**もの

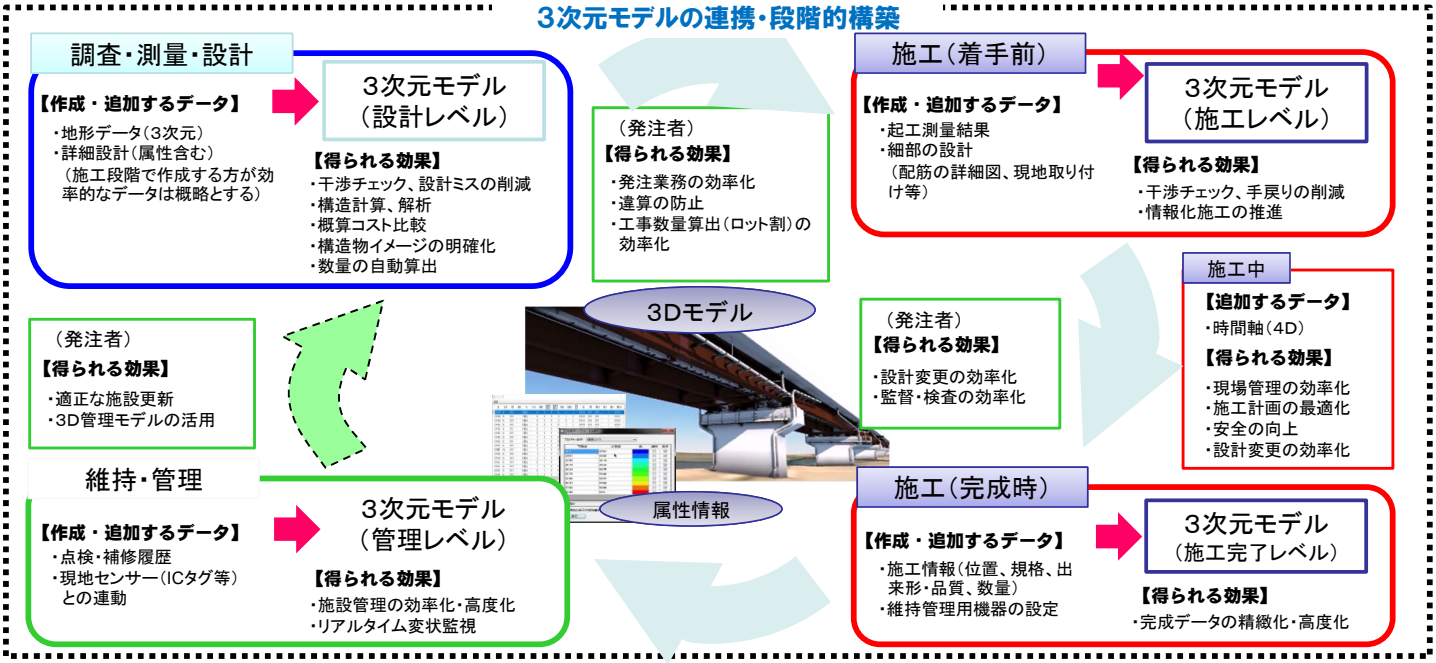

11. 九州地方整備局の取組み

円滑な事業執行に向けた取組み【主な項目】

〈入札契約〉	◇企業実績評価型の試行の積極的活用（技術者と企業の評価点見直し） ◇チャレンジ型（Ⅰ・Ⅱ型、電気通信、機械、営繕）一括審査方式の積極的活用 ◇総合評価落札方式の適切な運用等
〈設計積算〉	◇当初発注から積極的に見積を活用〔新たに交差点等の舗装修繕工事も摘要〕 ◇資機材単価の事前公表（特調に加え見積もりも） ◇見積もりによる適切な設計変更 （新型コロナウイルス感染拡大防止に要する費用【宿舎の拡張、マスク、消毒液等】） ◇適正な工期設定 ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用、拡大 （余裕期間：６ヶ月へ拡大、任意着手方式・フレックス方式の積極活用）（参考資料有り） ◇概算発注における設計完了前の現地確認の実施〔ＮＥＷ〕 ◇労働者や資機材の厳しい確保状況等を踏まえた適切な設計・施工への見直し
〈施工段階〉	◇監理技術者の途中交代の緩和（工事目的物の施工完了時点の交代要件の緩和）〔ＮＥＷ〕 ◇土木工事書類の簡素化の手引きの運用徹底（参考資料有り） ◇遠隔臨場への取組（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する対応）（参考資料有り） ◇施工条件明示の徹底（参考資料有り） ◇受発注者間での工程の確認〔ＮＥＷ〕 ◇資機材不足や納期の遅れ等の相談窓口の開設〔ＮＥＷ〕

概算発注における工事受注者、コンサルタントとの現地確認【設計積算】〔NEW〕

国土交通省
九州地方整備局

業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の３者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）

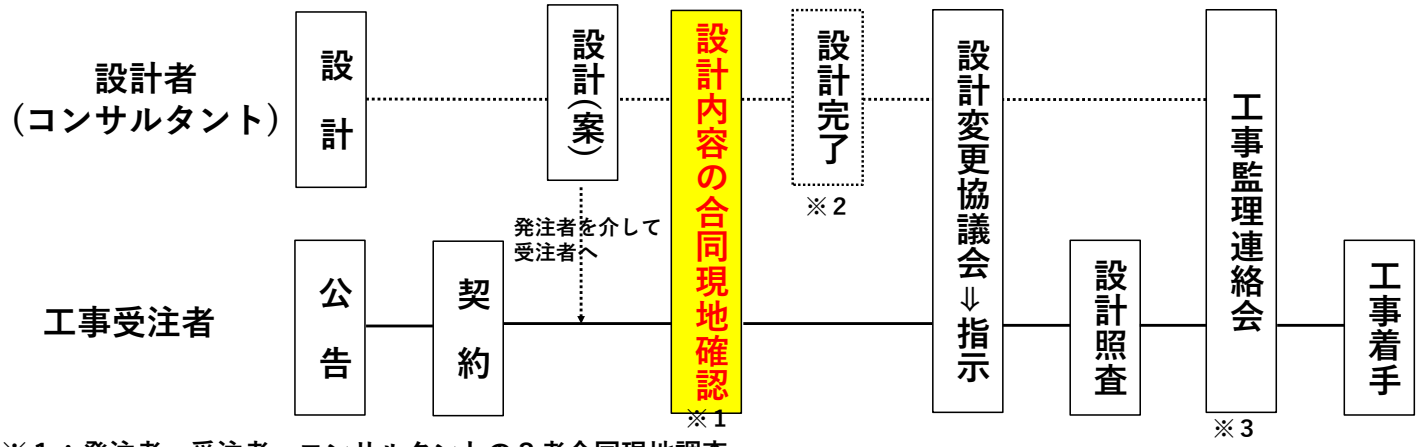

※１：発注者、受注者、コンサルタントの３者合同現地調査
※２：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議
※３：必要に応じて工事監理連絡会を実施

配置予定技術者の途中交代【施工段階】〔NEW〕

九州地方整備局では、「監理技術者等の途中交代可能なルール」を策定

〇途中交代(拡大) ：工程上一定の区切りと認められる場合

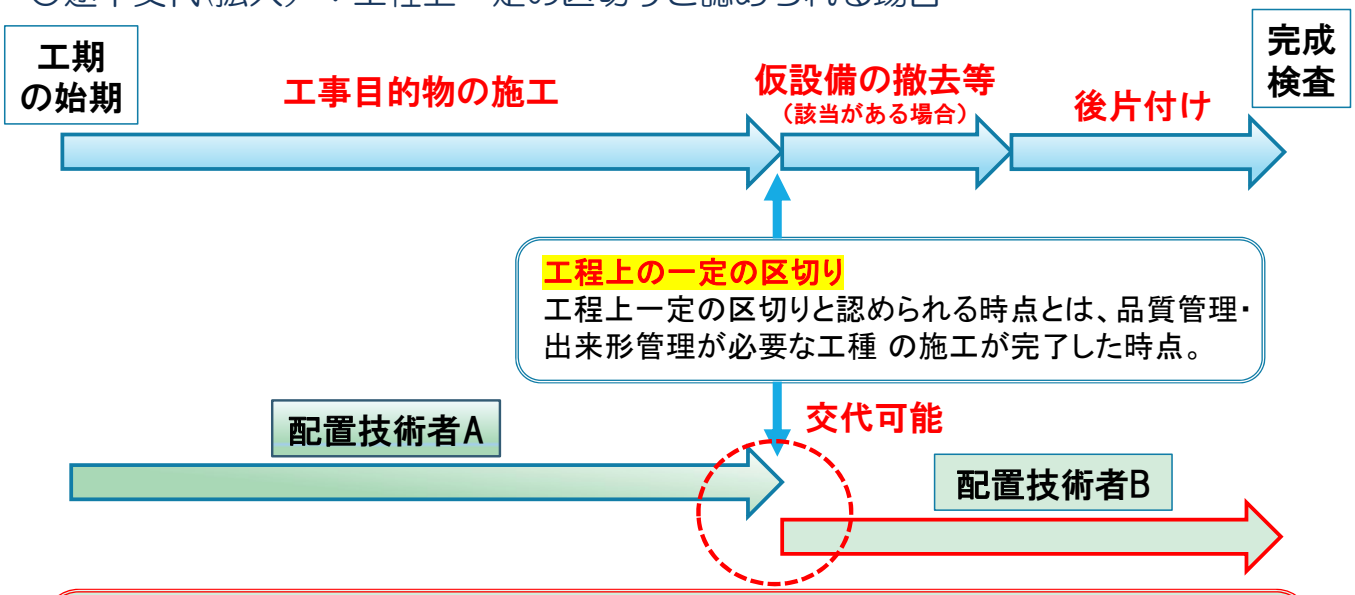

交代後の配置技術者(B)の資格要件
・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続き における競争参加資格（「同種工事の経験を有する者」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
・交代前の配置技術者と同等(総合評価の加算点数)以上である必要はない。

受発注者の工程の確認【施工段階】〔NEW〕

業界の意見

関係機関協議や設計の遅れ等により工事着手が出来ず、工程に影響が生じるケースが見受けられる。

新たな対応

・設計変更協議会において、原則、技術副所長等が参加のもと、工事途中段階における現場条件の変更や、資機材及び技術者不足等による工程への影響を共有する。

〔従前の審議内容〕

・当初スケジュールの共有
・設計変更の妥当性の審議
・工事の中止等の協議、審議

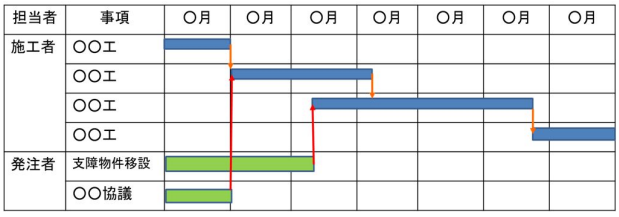

従前に加え新たな対応

〔新たな審議内容〕

工程の変更が以下理由で生じた場合は、技術副所長等が参加のもと、設計変更協議会で審議し、受発注者間で工程への影響を共有すること。
①受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合
②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
③工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

工期延期や延期に伴う費用の計上を実施

資機材の高騰、納期の遅れ等の相談窓口開設【施工段階】〔NEW〕

国土交通省 九州地方整備局

業界の意見

原油価格や資材価格の高騰に伴い、受注者が、工事受注後、資機材の確保又は納入の遅れが生じる可能性があり、設計変更や工期延期等、適切に対応してほしい。

新たな対応

相談窓口の設置

・総合的な相談窓口として技術副長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して設計変更や工期延期等について適切に対応する。

（一括して受けることにより、地域の資機材状況の把握も可能となる。）

（対応例）

・スライド協議により資材価格を変更
・納品状況を踏まえた工期延期　　等

遠隔臨場への取り組み【施工段階】

国土交通省 九州地方整備局

○原則、すべての工事を遠隔臨場の対象工事（発注者指定型）とする

対象工事（発注者指定型）とは？

・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。

・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。

・試行を実施しなくてもペナルティはなし。

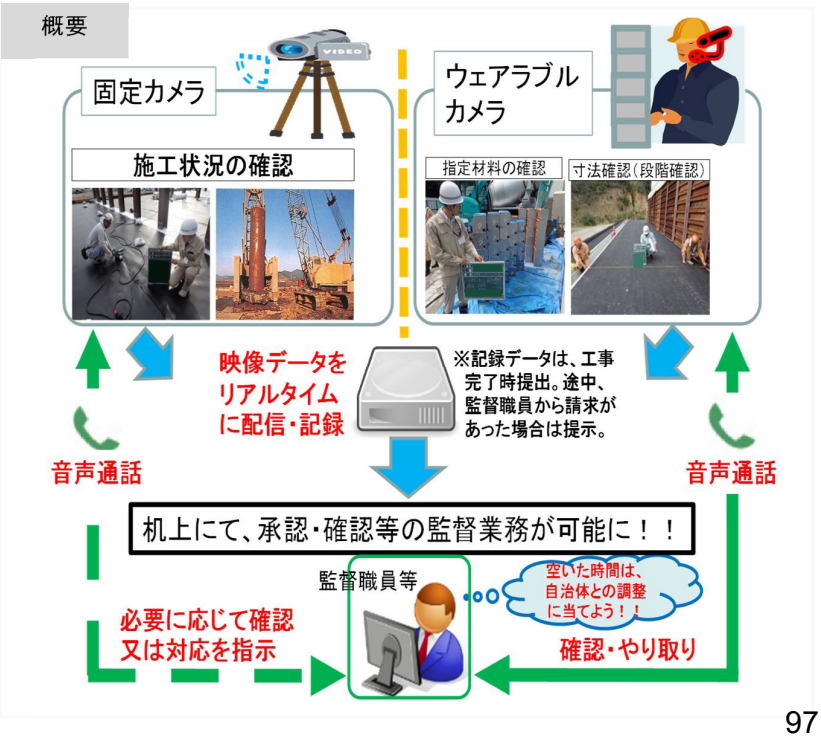

余裕期間の設定【設計積算】

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

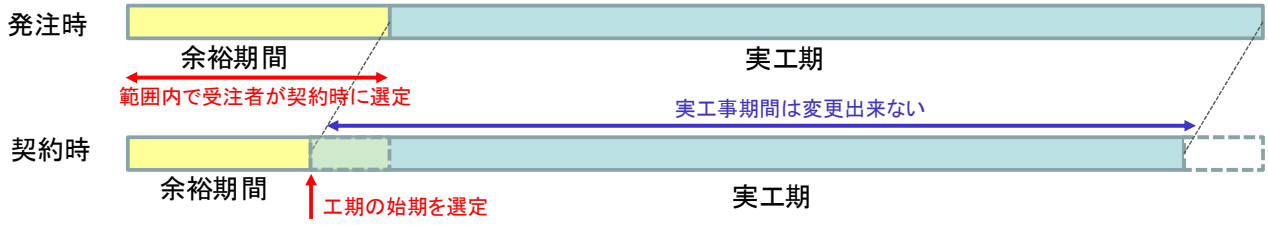

③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

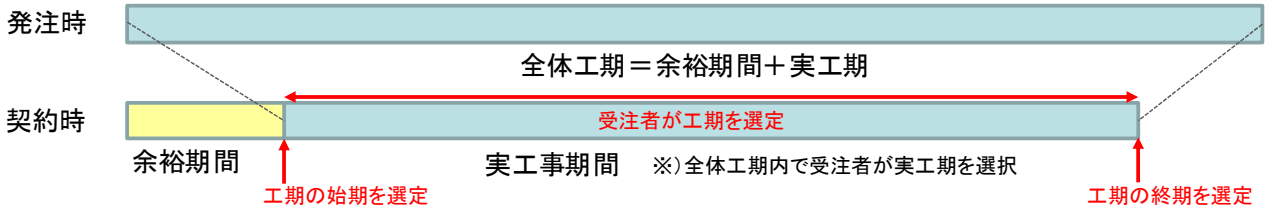

1. 余裕期間の長さ: **6か月を超えない範囲**
2. 技術者の配置:
   (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
   (2) 実工期・実工事期間 ： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

施工条件明示の徹底【設計積算】

■ 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見
〇借地が必要であるのに、明記されていない。
〇概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
〇支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない　　等

■ **適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引（案）」を作成し、令和元年11月25日に事務所に通知。**

具体的な明示例

用地関連（借地に関する条件の明示）
⇒本工事の施工に必要となる参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、〇年〇月〇日以降を予定している。

支障物件関連（移設完了時期の明示）
⇒本工事区間のうちNo.〇〇からNo.〇〇の間については、地下埋設物として〇〇〇（電気・電話・ガス・水道等）があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、〇年〇月〇日頃の予定である。

施工効率と品質の向上対策（工事書類の簡素化）【施工段階】

国土交通省 九州地方整備局

～「土木工事書類簡素化の手引き」の策定～

【関係業界からの主な声】

・以前に比べ、書類は減ったが、まだまだ提出書類が多い。
・発注者への提出は不必要ではと思う書類があるが発注者に求められる。
・発注者がわかりやすいように根拠となる資料を添付するように求められる。
・「設計図書の照査資料」及び「協議書」の作成に多大な時間を要している。

手引き策定の取組

【策定に向けた調査・検討】

・実際に提出されている工事書類の調査
・九州以外の他の地方整備局の取組の調査
・関係業界との意見交換会での声

【手引きのポイント】

・不必要な添付資料の具体的な事例を明示

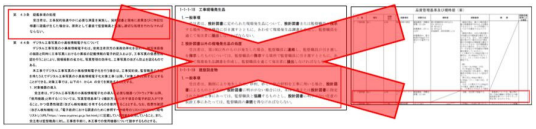

（特記仕様書、共通仕様書、管理基準等）

・「設計図書の照査資料」及び「協議書」の作成において、受注者が作成する資料を具体的に明示

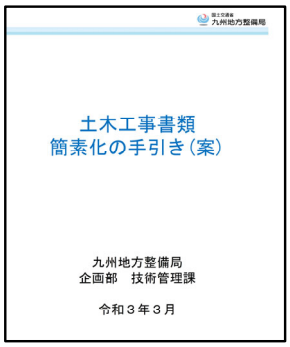

これにより、受発注者双方の必要な書類の意思統一が図られ、不要な書類削減を促進

検査時の書類の簡素化【施工段階】

国土交通省 九州地方整備局

「検査書類限定型工事」を全面的に適用

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中　、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

検査書類限定型工事とは？

○資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び受注者における**説明用資料等の書類削減**を図る。
○技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

技術検査官の検査時の書類を　41種類　→　10種類　に削減

令和4年度　総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

１）令和４年度　基本方針
２）「専任補助者制度」の導入
３）「カーボンニュートラル」取組実績の評価
４）段階選抜方式における１次選抜者数の見直し
５）本官工事の「週休２日工事の実績」「ＩＣＴ施工の実績」の評価対象の見直し
６）施工能力評価型の「企業の能力等」「地域貢献等」のオプション項目設定方法の見直し
７）施工能力評価型の「企業の能力等」の配点の見直し
８）ジュニアマスター評価の追加
９）技術提案チャレンジ型の評価内容の見直し
10）企業実績評価型の配点見直し

１）令和4年度　基本方針

国土交通省 九州地方整備局

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 令和４年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。

2）「専任補助者制度」の導入

国土交通省 九州地方整備局

■品質を確保しつつも、担い手確保のために若手技術者が工事実績を積む機会の確保を目的に専任補助者制度を導入
■経験豊富な専任補助者を配置することで、若手技術者を主任（監理）技術者に配置することができる。
■専任補助者制度活用の有無は契約締結後に選択が可能とする。
◆対象：技術提案評価型（Ｓ型・ＷＴＯ・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事）

手続の流れ

①通常の手続を実施
【A社が以下で申請】
・配置予定技術a（経験豊富）

②落札決定
・A社が落札

③契約
・技術者aを主任（監理）技術者として契約

→

④受発注者間の協議で以下が可能
（契約締結後工事着手前まで）

・若手技術者bを主任（監理）技術者とし、技術者aを専任補助者として専任で配置

※若手技術者bの条件
・主任（監理）技術者となりうる資格
・最低限の該当工事の施工経験
（例：一般土木工事の施工経験）

入札公告記載例

１　工事概要
本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、専任補助者を配置する場合は、契約締結後工事着手前までに、配置した主任技術者又は監理技術者の中から選定するものとし、受発注者間の協議によって決定する。
専任補助者は、本工事の他の役職（現場代理人、担当技術者）を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。なお、専任補助者を配置する場合、専任補助者以外の主任技術者又は監理技術者の施工経験は、一般土木工事の施工経験（代要件）に代えることができる。

3）「カーボンニュートラル」取組実績の評価

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆対象：技術提案評価型（Ｓ型・ＷＴＯ・段階選抜方式）
（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

建設現場におけるカーボンニュートラルの取組を推進することを目的に、評価項目を追加した。
１．一次審査
「企業の能力等」にて「カーボンニュートラル取組実績」を評価（１点）
２．評価基準
①SBT認定取得企業の証明による評価
SBT認定：
企業が設定する温室効果ガス排出目標を認定機関が認めたもの。
②燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績による評価
燃費性能に優れた建設機械：
Ａ低炭素型建設機械認定制度、Ｂ燃費基準達成建設機械認定制度又は、Ｃ特定特殊自動車排出ガス規制法（オフロード法）排出ガス2014年基準（同等以上）に適合するもの。
（認定状況は国土交通省ＨＰより確認すること。）
【国土交通省＞＞総合政策＞＞建設施工・建設機械＞＞地球温暖化対策】（ＡＢの実績）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html
【国土交通省＞＞総合政策＞＞建設施工・建設機械＞＞排出ガス対策】（Ｃの実績）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000006.html
※①については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第8条8項」おける「関係会社」において、認定を取得している場合も評価する。
①②とも、当該ＪＶ又は構成員の何れか１者の実績でよい。
②はＡＢＣ何れか一つの実績でよい。（公共工事、民間工事の別を問わない。）

配点

一次審査		評価点
配置予定技術者の能力等	工事実績	5
	小計	5
企業の能力等	工事実績	5
	工事成績	5
	表彰	2
	ワークライフバランスの認定	1
	労務費見積り尊重宣言の確認	1
	カーボンニュートラル取組実績	1
	小計	15
小計		20
技術提案（一次審査）（１課題）		20
合計		40

【参考】財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則

第８条８項
この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

4）段階選抜方式における１次選抜者数の見直し

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆対　　象：技術提案評価型（Ｓ型・ＷＴＯ・段階選抜方式）
（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

・R３年度より、参入機会拡大を目的として、一次審査に技術提案を１課題のみ求めることとし、選抜者数を１０者としたが、より高い競争性の確保を行う観点から、一次選抜者数の見直しを行う。

⇒　現行：１０者
⇒令和４年度：①大規模工事＊：１０者
②①以外で、参加者数が２０者未満の場合：１０者（１０者未満の場合は参加者全てを選抜）
③①以外で、参加者数が２０者以上の場合：１５者

＊大規模工事
（特定建設工事共同企業体対象工事に該当）

（1）①～③に定める規模の工事
①ダム：工事費がおおむね100億円以上
②堰、水門、トンネル等：工事費がおおむね50億円以上
③建築物：工事費がおおむね30億円以上

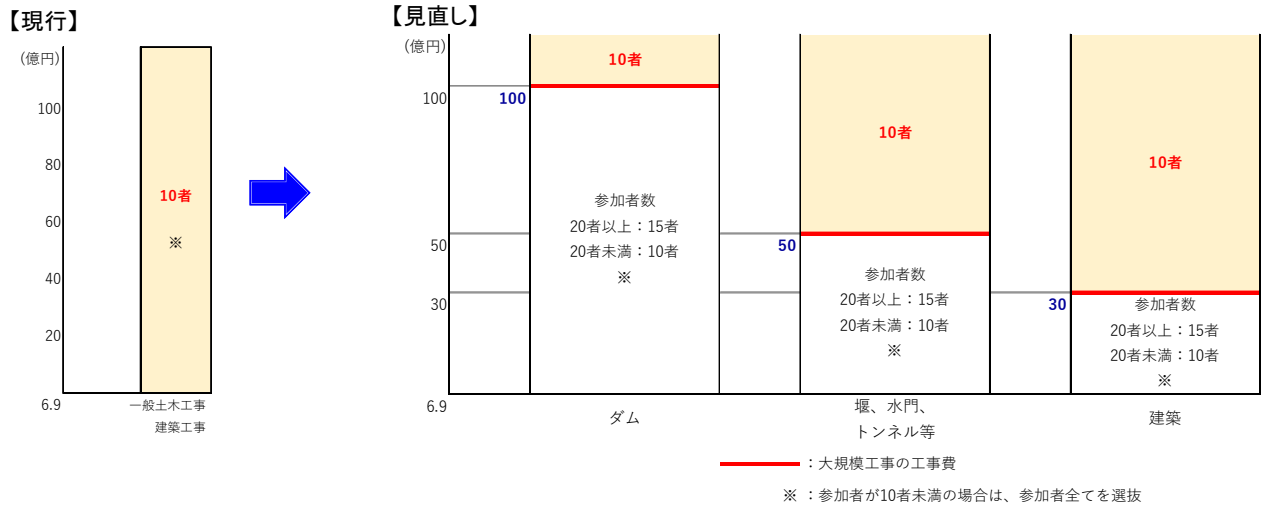

5）本官工事の「週休２日工事の実績」「ICT施工の実績」の評価対象の見直し

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆評価項目：「週休２日工事の実績」「ＩＣＴ施工の実績」（オプション項目）
◆対　　象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【本官工事】
・本官工事の対象者は、全国で施工をしているため、全国の工事を評価対象とする。

⇒　現行：九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事を評価対象
⇒　令和４年度：現行に加えて、地方整備局が発注した工事（港湾空港関係を除く）（九州地方整備局を問わない）を追加

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	週休２日工事の実績	過去１ヵ年度＋当該年度に完成した工事における週休２日工事の実績 【分任官】 九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事 【本官】 地方整備局（港湾空港関係を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事	４段階	４週８休工事の実績：A、 ４週７休工事の実績：B、 ４週６休工事の実績：C、 週休２日工事の実績なし：E	A：1．0 B：0．75 C：0．5 E：0
企業の能力等（オプション項目）	ICT施工の実績 【維持修繕、As舗装は必須】	過去１ヵ年度＋当該年度に完成した工事におけるＩＣＴ施工（①起工測量～⑤成果品納品）の実績 【分任官】 九州地方整備局、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事 【本官】 地方整備局（港湾空港関係を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事	４段階	同一工事内で①～⑤全てを実施した実績：A、 同一工事内で①～⑤の一部（３項目以上（②、④、⑤は必須））を実施した実績：B、 同一工事内で①～⑤の一部（２項目以上）を実施した実績：C、 ICT施工の実績なし：E	A：1．0 B：0．75 C：0．5 E：0

６）施工能力評価型の「企業の能力等」「地域貢献等」のオプション項目設定方法の見直し

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆評価項目：「企業の能力等」と「地域貢献等」のオプション項目

◆対　　象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【本官工事】

・工事内容に合わせたオプション項目の設定が可能となるように、オプション項目の選択に自由度をもたせる。

⇒　現行：「企業の能力等」のオプション項目を１点、「地域貢献等」のオプション項目を６点で固定

⇒　令和４年度：「企業の能力等」と「地域貢献等」のオプション項目の合計を７点とする。

【現行】

分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点
企業の能力等	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	１点	地域貢献等	災害協定に基づく活動実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	６点
	若手・女性技術者の配置促進			特定工事の実績【土木系工事は原則必須】	
	下請け予定業者の表彰実績			近隣地域内工事の実績	
	○○工事の実績			近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	
	ＩＣＴ（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】			継続的な技術者保有に基づく信頼度	
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ）型の場合は必須】			継続的な営業に基づく信頼度	
	ＩＳＯの認証取得状況			工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証			製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	
	建設業労働災害防止協会加入			専門工種の施工機械自社保有状況	
	建設業退職金共済制度加入			建設業退職金共済制度加入	
	その他評価すべき項目			その他評価すべき項目	

【見直し】

分類	評価項目	分類	評価項目	配点
企業の能力等	ICT施工の実績【維持修繕、As舗装は必須】	地域貢献等	災害協定に基づく活動実績【維持修繕、As舗装は必須】	７点
	若手・女性技術者の配置促進		特定工事の実績【土木系工事は原則必須】	
	下請け予定業者の表彰実績		近隣地域内工事の実績	
	○○工事の実績		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	
	ＩＣＴ（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】		継続的な技術者保有に基づく信頼度	
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ）型の場合は必須】		継続的な営業に基づく信頼度	
	ＩＳＯの認証取得状況		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	
	建設業労働災害防止協会加入		専門工種の施工機械自社保有状況	
	建設業退職金共済制度加入		建設業退職金共済制度加入	
	その他評価すべき項目		その他評価すべき項目	

７）施工能力評価型の「企業の能力等」の配点の見直し

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆評価項目：「企業の能力等」の配点

◆対　　象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
【分任官工事】

・工事内容に合わせたオプション項目の設定が可能となるように、配点を見直す。

・○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置を必須からオプション項目とし、配点を２点から１点とする。

⇒　現行：必須：１３点　オプション項目：１点

⇒　令和４年度：必須：１１点　オプション項目：３点

※令和４年度より、「○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」の評価項目名称を「指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置」に変更する。

配点

			現行（Ⅰ型）	現行（Ⅱ型）	見直し（Ⅰ型）	見直し（Ⅱ型）
企業の能力等	必須	工事実績	2	2	2	2
		工事成績	4	4	4	4
		表彰	1	1	1	1
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	3	3	3	3
		週休２日工事の実績	1	1	1	1
	見直し：オプション 現行：必須	○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2	2	1	1
	オプション	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	1	1	1	1
		若手・女性技術者の配置促進	1	1	1	1
		下請け予定業者の表彰実績	1	1	1	1
		○○工事の実績	1	1	1	1
		ＩＣＴ（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ＩＣＴ施工者希望型の場合は必須】	2	2	2	2
		新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	1	1
		ＩＳＯの認証取得状況	1	1	1	1
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	1
		建設業労働災害防止協会加入	1	1	1	1
		建設業退職金共済制度加入	1	1	1	1
		その他評価すべき項目	1	1	1	1
		小計	14	14	14	14

8）ジュニアマスター評価の追加

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆評価項目：「企業の能力等」

「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」

◆対　　象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

・建設技能者のキャリアアップステージの強化を図り、もって若年者の入職促進を図ることを目的で建設ジュニアマスターが設立されている。そのジュニアマスターの方にインセンティブを付与するために新設する。

⇒　現行：優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（大臣表彰）又は国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（局長表彰）又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を３名配置：A、国土交通功労者表彰（優秀現場従事者）（事務所長表彰）又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を２名配置：B、当該工事内容に該当する登録基幹技能者を１名配置：C、なし：E　※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る

⇒　令和４年度：下記評価基準のとおり

※令和４年度より、「〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置」の評価項目名称を「指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置」に変更する。

評価基準･配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置【但し、工種によってはオプションとする】	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成４年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	４段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の被顕彰者、国土交通行政功労表彰（優秀現場従事者）九州地方整備局長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者３名配置：A、 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）の被顕彰者、国土交通行政功労表彰（優秀現場従事者）事務所長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者２名配置：B、 登録基幹技能者１名配置：C、 なし：E ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る	A：1．0 B：0．75 C：0．5 E：0

9）技術提案チャレンジ型の評価内容の見直し

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆対　象：施工能力評価型（Ⅰ型）

【技術提案チャレンジ型】

・地域を支える建設業者の受注機会のチャンスを更に拡大するため、以下を変更する。

①配点の見直し　３０点→１０点（詳細は右記のとおり）

②施工計画

・項目数を２項目から１項目に見直し、競争参加資格の要件とする。（加算点を廃止し、「〇」「×」評価とする。）

※施工能力評価型（Ⅰ型）と同様の考え方

③受注実績【Ⅰ型】の評価基準の見直し（当該年度の受注実績）

⇒現行　0件：A　1件：B　2件：C　3件：D、4件以上：E

⇒令和４年度　0件：A　1件：D　2件以上：E

受注実績【Ⅱ型】は変更なし

④「地域貢献等」のオプション項目に「近隣地域内工事の実績」を追加する。

配点

分類		評価項目	現行		見直し	
施工計画		施工計画（1課題）	20	20	―	―
企業の能力等	どちらか必須	【Ⅰ型】当該年度受注(契約)実績	4	4	5	5
		【Ⅱ型】過去の受注(契約)実績	4		5	
	オプション項目	週休2日工事の実績	1	2	1	1
		ICT施工の実績	1		1	
		若手･女性技術者の配置促進	1		1	
		ICT(土工、舗装、河川浚渫)の活用【ICT施工者希望(Ⅰ)型の場合は必須】	2		1	
		新技術の活用【新技術導入促進(Ⅰ)型の場合は必須】	1		1	
		ISOの認証取得状況	1		1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1		1	
		建設業労働災害防止協会加入	1		1	
		建設業退職金共済制度加入	1		1	
地域貢献等	オプション項目	災害協定の締結【原則必須】	2	4	2	4
		近隣地域内工事の実績	―		2	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2		2	
		継続的な営業に基づく信頼度	2		2	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2		2	
合　計			30		10	

10）企業実績評価型の配点見直し

国土交通省 九州地方整備局

概　要

◆対　　象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
【企業実績評価型】

・監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から試行を実施中であるが、更なる促進を目的に、配点等の見直しを行う。

①配点
⇒　現行：配点：４０点
　　配置予定技術者の能力：８点、
　　企業の能力等：２４点、地域貢献等：８点
⇒ 令和４年度：配点：２０点
　　配置予定技術者の能力：２点、
　　企業の能力等：１４点、地域貢献等：４点

②工事の手持ち状況の評価基準
⇒　現行：３億円未満：Ａ、３億円以上６億円未満：Ｃ
　　６億円以上：Ｅ
⇒令和４年度：３億円未満：Ａ　３億円以上：Ｅ

配点

			現行（Ⅰ・Ⅱ型）		見直し（Ⅰ・Ⅱ型）	
配置予定技術者の能力	必須	工事実績	4		2	
		表彰	2		-	
		配置予定技術者の資格	1		-	
	オプション	継続教育（CPD）の状況	1	1	1	-
		指定する工事の施工実績	1		1	
		発注者の指定する資格保有技術者	1		1	
		その他	1		1	
		小計	8		2	
企業の能力等	必須	工事実績	4		2	
		工事成績	6		4	
		表彰	2		1	
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	4		5	
		週休２日工事の実績	2		1	
	オプション	○○工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	3	6	1	1
		ICT施工の実績	1		1	
		若手・女性技術者の配置促進	2		1	
		下請け予定業者の表彰実績	1		1	
		○○工事の実績	1		1	
		ＩＣＴ（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ＩＣＴ施工者希望型の場合は必須】	2		1	
		新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1		1	
		ＩＳＯの認証取得状況	1		1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1		1	
		建設業労働災害防止協会加入	1		1	
		建設業退職金共済制度加入	1		1	
		その他評価すべき項目	1		1	
		小計	24		14	
地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績【原則必須】	4	8	2	4
		特定工事の実績	2		2	
		近隣地域内工事の実績	2		2	
		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2		2	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2		2	
		継続的な営業に基づく信頼度	2		2	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2		2	
		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2		2	
		小計	8		4	
合計			40		20	

12. インフラ分野のDX
（デジタル・トランスフォーメーション）

i-Construction、インフラDXのこれまでの取り組み

i-Construciton

- **2015年12月** **i-Construction委員会　設置**
  ⇒ i-Construction の基本方針や推進方策を検討するため設置
- **2016年4月** **石井国土交通大臣（当時）へ、i-Construction委員会 報告書を手交**
  ⇒３つのトップランナー施策として、①ICT の全面的な活用（ICT 土工）、②全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）、③施工時期の平準化を設定し、それぞれについて取り組むべき事項を整理
- **2016年8月** **未来投資会議において、安倍総理大臣（当時）から、「建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す」方針が提示**

インフラDX

- **2020年7月** **国土交通省インフラ分野のDX推進本部の設置**
  ⇒データとデジタル技術を活用し、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進、安全・安心で豊かな生活を実現すべく、省横断的な取り組み推進するため設置
- **2021年12月** **国土交通省DX推進本部の設置**
  ⇒大臣をヘッドに、インフラ・物流・行政サービス等、所管分野全てにおいて、国土交通省の総力を挙げて、デジタル化に資する政策を総合的かつ効果的に推進するため設置
- **2022年3月** **インフラ分野のDXアクションプランの策定**
  ⇒各施策の目指す姿と工程、実現に向けた実行計画として取りまとめ。

インフラ分野のDigital Xformation

～デジタル技術の活用でインフラまわりをスマートにし、従来の「常識」を変革～

Digital

デジタル

- 収集　exp) ドローン
- 提供　exp) API※　※application program interface
- ネットワーク　exp) 5G高速通信
- データベース　exp) クラウド環境

×

利用・サービス
国民の生活、社会活動、経済活動

インフラ
Safe：安全　Smart：賢く　Sustainable：持続可能

管理者　**建設業界**
調査・設計・施工・維持管理、災害対応

Xformation

より便利に

手続きなどいつでもどこでも気軽にアクセス
- ○24時間　365日
- ○ワンストップ
- ○リモート化、タッチレス

より理解しやすく

コミュニケーションをよりリアルに
- ○ビッグデータのフル活用
- ○三次元の図面/映像
- ○AR/VR

少人数・短時間で効率的に

現場にいなくても現場管理が可能に
- ○自動化・自律化
- ○遠隔化
- ○省人化

・・・etc

i-ConstructionとインフラDXの関係

国土交通省 九州地方整備局

インフラ分野のDX（業務、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革）

インフラの利用・サービスの向上

インフラの整備・管理等の高度化

ハザードマップ（水害リスク情報）の3D表示

リスク情報の3D表示により
コミュニケーションをリアルに

特車通行許可の
即時処理

河川利用等手続きの
オンライン24時間化

デジタルツイン

デジタルデータの連携

i-Construction（建設現場の生産性向上）

ICT施工

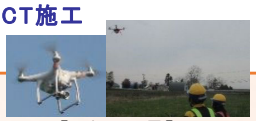

【3次元測量】　【ICT建機による施工】
あらゆる建設生産プロセスでICTを全面的に活用

コンクリート工の規格の標準化

定型部材を組み合わせた施工

BIM/CIM

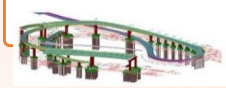

受発注者共に設
計・施工の効率化・
生産性向上

施工時期の平準化

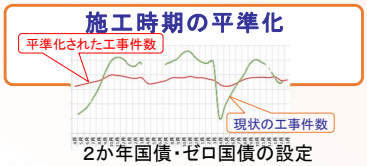

2か年国債・ゼロ国債の設定

建機の自動化・自律化

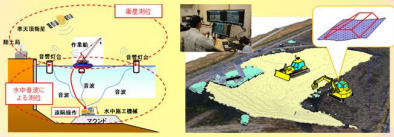

自律施工技術・自律運転を活用した建設生産性の向上

バーチャル現場

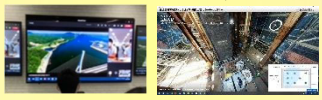

VRでの現場体験、3Dの設計・施工協議の実現

地下空間の3D化
所有者と掘削事業者の
協議・立会等の効率化

AIを活用した画像判別

AIにより交通異常検知の判断・点検等を効率化

建設業界　建機メーカー
建設コンサルタント 等

ソフトウェア、通信業界
サービス業界

占用事業者

インフラ分野のDXアクションプランの策定

国土交通省 九州地方整備局

○令和4年3月30日に、各施策の取組概要や具体的な工程を明らかにした「インフラ分野のDXアクションプラン」を策定。

表紙

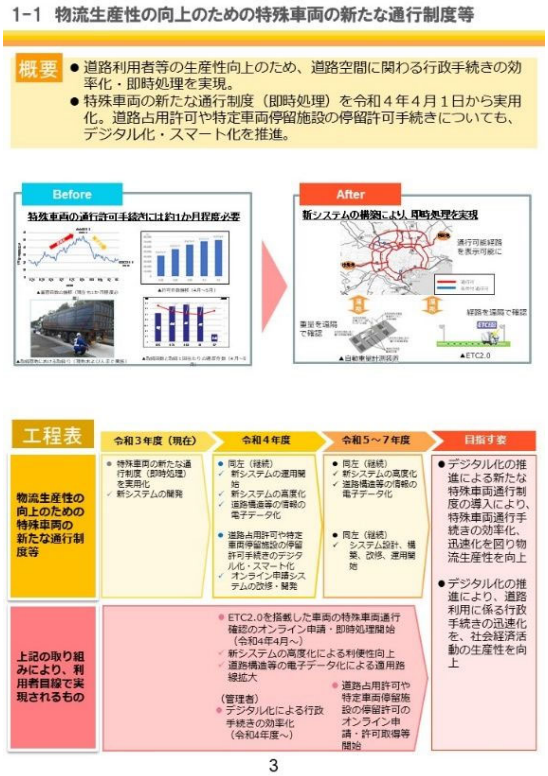

各施策の取組の掲載例

九州インフラDXアクションプランの策定

○九州地方整備局では、令和4年8月4日に、九州地方における各施策の取組概要や具体的な工程を明らかにした「九州インフラDXアクションプラン」を策定。

表紙

3.1　4つの変革

九州地方の自然的・地理的特性を踏まえつつ、九州地方整備局インフラ DX 行動指針の理念のもと、4 つの変革に取り組んでいきます。

九州インフラDXが目指す4つの変革

九州地方整備局におけるDXの取り組み

九州地方整備局　インフラDX推進室

インフラ分野のメタバースの活用

国土交通省
九州インフラDX推進室

○注目されるメタバース

GAFAと呼ばれる、米国を代表する巨大な４つのIT企業のうちの一つFacebookは、今後の成長が見込まれるメタバースの開発を事業の核にするため社名を「meta」に変更。またマイクロソフトも、メタバースの注力するため、米ゲーム大手アクティビジョン・ブリザードを687億ドル（7.8兆円）で買収すると発表。
他の巨大テック企業もメタバース分野に多額の資金を投じる方針。

○注目されるメタバース
メタバースとは「Meta（超越）」と「Universe（世界）」を組み合わせた造語。
オンライン上に三次元コンピュータグラフィックスで仮想の世界を構築し、アバターと呼ばれる自分の分身で参加、相互にコミュニケーションしながら様々な活動を行う、将来インターネットが到達すると考えられる技術。

○九州地方整備局の取り組み
現在、最も規模が大きなメタバースといわれる「フォートナイト」は、３．５～４億人が参加しているといわれている。
このフォートナイトにも用いられている技術（ゲームエンジン）を用いて、インフラ整備に活用しようという取り組みを行っている。

インフラ分野のメタバースの活用

国土交通省
九州インフラDX推進室

○ゲームエンジンとは

ゲームエンジンとは、当初３Dのゲームを高品質、低コスト、短工期で作成するためのシステムとして作成。現在では、自動車、スマートフォン、映画、アニメーション、宇宙開発等多くの産業に使用されている。
非常に高品質な３Dモデルを、比較的簡単・短時間で作成できることや、作成した３Dモデルをそのまま VRにすることが可能。

○ゲームエンジン・ＶＲを用いた川づくり

従来技術は、デジタルで測量・設計しても合意形成をアナログのパースや模型で行うためデータが「デジタル→アナログ→デジタル」となるため非効率となる。
ゲームエンジンを用いることで、効率的かつ高品質な３Ｄモデルを用いることが可能となり、またＶＲ技術で完成後のインフラを疑似体験することが可能。

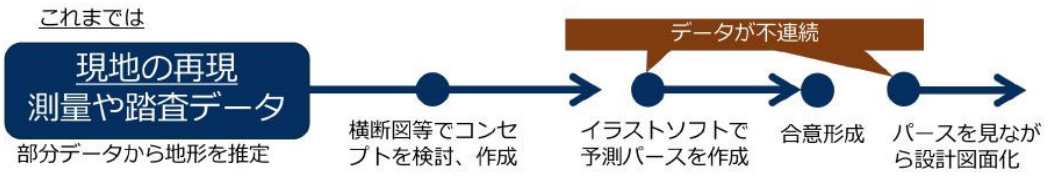

河川CIM標準化検討小委員会成果報告書　ｐ５０

公益社団法人 土木學會 西部支部 講習会

インフラDXの最近の取組み～ここまできた!九州での先端的展開

近年、建設業や上木工学においては、ICTなどの様々なデジタル技術の活用で、生産性の向上や働き方変革が加速しています。また社会も大きく変化しています。

土木学会西部支部では、今般、建設業界におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の最新情報を共有し、インフラ分野のDXの推進を目的に、「インフラDX講習会」を開催致します。

九州では最先端の活用法が展開されています。構造物と周辺環境を整合させ、環境や景観への配慮を検討し、合意形成にも活用されつつあります。建設技術者や土木学関係者と広く共有し、技術力向上と現場への浸透を図ります。

主催／公益社団法人 土木学会西部支部　共催／（一社）建設コンサルタンツ協会九州支部

開催日 令和4(2022)年3月14日(月) 14:00～16:30

形式:オンライン Teams

発信拠点:国土交通省九州地方整備局　九州インフラDX推進室
対　　象:土木学会会員、一般参加も可能。無料。事前申込制申込者に抽選URL送信。
C P D:土木学会・建設コンサルタンツ協会

講習会プログラム

1. 開会挨拶　（土木学会西部支部講演講習部会主査・九州大学　清野聡子）(14:00～)
2. 主旨及び講師紹介　（司会・土木学会西部支部講演講習部会・中央コンサルタンツ　荒木和哉）(14:05～)

講　習

3.「インフラDX～挑戦の年」(14:10～)
国土交通省九州地方整備局　企画部部長・インフラDX推進センター長　森下博之氏
質疑（14:40～）

4.「スカイバーチャルツアー～DXを用いた防災力・住民との合意形成の向上をめざして～」「メタバース（仮想世界）を用いた川づくり～最新のDX技術で変わる新しい対話の形を提案～」など(14:50～)
国土交通省九州地方整備局企画部
インフラDX推進室　厚前和朋　建設専門官
5. 質疑応答　(16:10～)
6. 閉会挨拶　（清野聡子）

お申し込み

土木学会西部支部ホームページ http://jsce.or.jp/branch/seibu/ の「イベント情報」からお申し込みください。

公益社団法人 土木学会西部支部
主催　〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-12 CTIビル1F
E-mail:jsce-w@io.ocn.ne.jp

本講習会は土木学会CPD認定プログラムです（JSCE22-0220）。なお、CPD取得には、申込後にご案内するアンケート（Google Formを予定）への回答が必須となります。また、土木学会以外の団体に提出する報告の方法等は提出先団体に事前にご確認ください。他団体が運営するCPD制度に関する当局についてはお答いたしかねます。

メタバース（仮想世界）を用いた川づくりセミナーを開催します!

インフラ分野におけるメタバースの作り方と活用

メタバースを用いた川づくり技術を広く活用してもらうことを目的に、令和4年2月1日よりゲームエンジンを用いたインフラ整備の設計手法のマニュアル（案）を公開しています。(http://www.qsr.mlit.go.jp/infradx/indexge.html)
更なる普及を目的に、メタバース（仮想世界）を用いた川づくりに関連して、全国的な取り組みや最新の事例紹介の講演及び上記のマニュアル（案）の操作方法を説明するセミナーを以下の日時にて開催します。

開催日 5/12(木) 9:45～15:30　参加無料

開催方法　ウェビナー形式　定員　1000名

申込方法　PC、スマートフォンなどから下記サイトまたはQRコードにアクセスしてお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_mDJwMZtCRHeOMdOKCH944w

※電話及びFAXでの参加申込は受け付けておりません。

申込期間　4/21(木)～5/10(火)

主催　九州地方整備局

CPD申請　本セミナーのJCAA（建設コンサルタンツ協会）CPDプログラム認定は、現在申請手続き中です。CPDプログラム認定は、セミナー終了後のWebによるアンケート回答が必須条件となります。このため、Web上の入力フォームに基づき、入力漏れなどにご注意して入力頂いた後、当方にてアンケート内容を確認して事前登録されたメールアドレスへ証明書（PDF）をメールいたします。

プログラム

■開会挨拶

9:45～
小串 俊幸 氏　九州技術事務所長

■講 演

1　9:50～10:30
3次元データを活用した川づくりの現状と今後の展望
中村 圭吾 氏　公益財団法人 リバーフロント研究所　主席研究員

2　10:35～11:15
ゲームエンジンについて（ノンゲーム分野での活用事例）
杉山 明 氏　Epic Games Japan　Business Development Manager

3　11:20～12:00
メタバースを用いた川づくりの魅力とポイント
大園 勲朗 氏　山梨大学 大学院総合研究部　工学域土木環境工学系 助教

■ハンズオン研修

13:00～15:30
メタバース（仮想世界）を用いた川づくりセミナー
佐藤 陸洋 氏　日本工営株式会社 事業開発本部　DX 推進部 部長

事前準備　ハンズオン研修を実施される場合には事前にソフトウェアのインストールとデータのダウンロードが必要です。
興味はお申込み頂いた方に別途ご連絡します。

【問合せ先】　九州地方整備局　九州技術事務所　品質調査課長　糸山 雅康（いとやま まさひこ）　TEL:0942-32-8245
九州地方整備局　企画部　インフラDX推進室　建設専門官　藤岡 和朋（ふじおか かずとも）　TEL:092-471-6331

インフラ分野のメタバースの活用

インフラ分野のメタバースの活用

国土交通省
九州インフラDX推進室

インフラ分野のメタバースの活用

国土交通省
九州インフラDX推進室

インフラ分野のメタバースの活用

国土交通省
九州インフラDX推進室

インフラ分野のメタバースの活用

国土交通省
九州インフラDX推進室

これらの取り組みは
九州地方整備局インフラＤＸ推進室のページで閲覧することができます。

http://www.qsr.mlit.go.jp/infradx/index.html

九州インフラDx推進室
Kyushu Infrastructure Digital Transformation office